

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

(1) 裁判員等選任手続について(問1)

裁判員等選任手続に関して、「(i) 手続の進め方, 受けた質問についてなど」, 「(ii) 待ち時間についてなど」の2つに分け, 自由な意見を記載してもらった。

なお, 記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類した。

(i) 手続の進め方, 受けた質問についてなど

全1, 789名中, 回答があったのは1, 156名である。

「進行の手順が適切だった」とするものが最も多く, 特に項目を特定することなく, 「全般的に問題がなかった」, 「説明がわかりやすかった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(191頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(ii) 待ち時間についてなど

全1, 789名中, 回答があったのは1, 130名である。

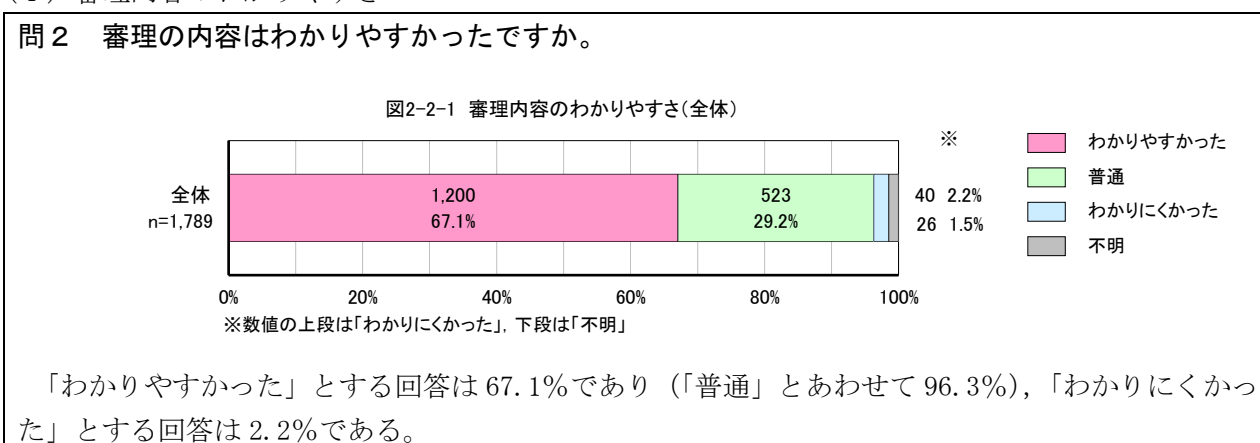
所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く, 「全般的に問題がなかった」とするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(193頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(2) 審理について

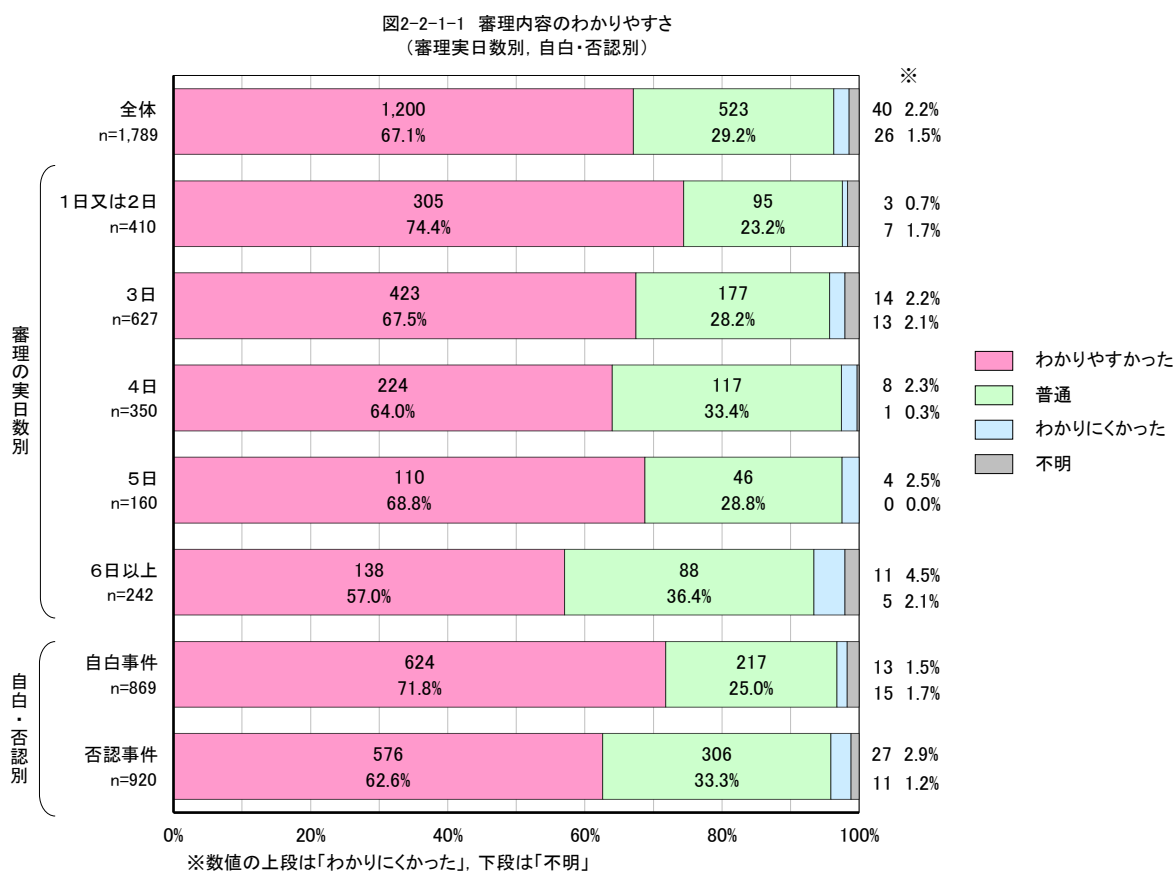
(i) 審理内容のわかりやすさ

問2 審理の内容はわかりやすかったですか。



『審理内容のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図2-2-1-1である。「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合、74.4%と最も高く、審理実日数が6日以上の場合、57.0%と最も低くなっている。

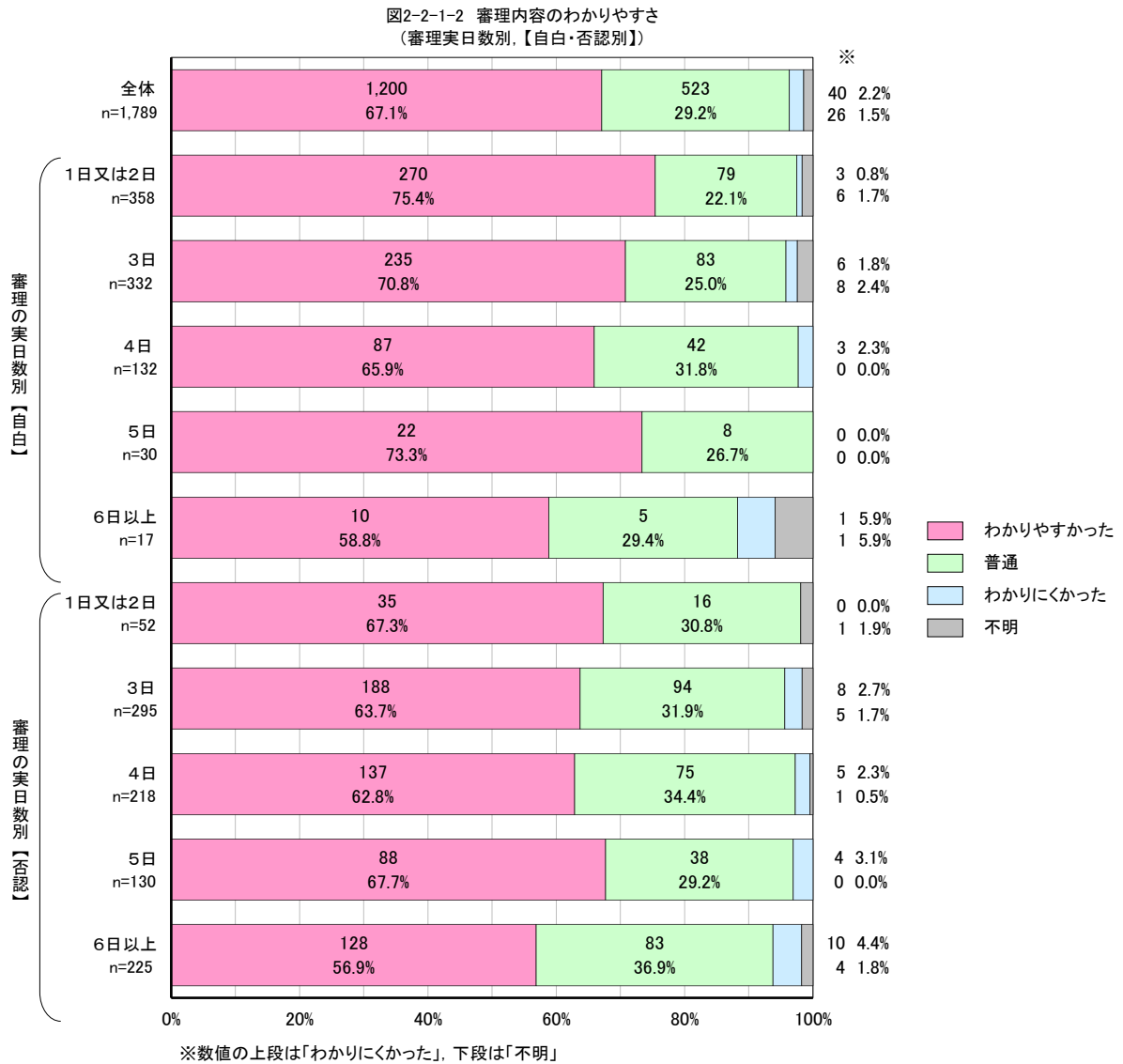
自白・否認別では、「わかりやすかった」との回答が、自白事件において71.8%であり、否認事件(62.6%)を上回っている。



『審理内容のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-2-1-2である。

自白事件については、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合75.4%と最も高く、6日以上の場合58.8%と最も低くなっている。

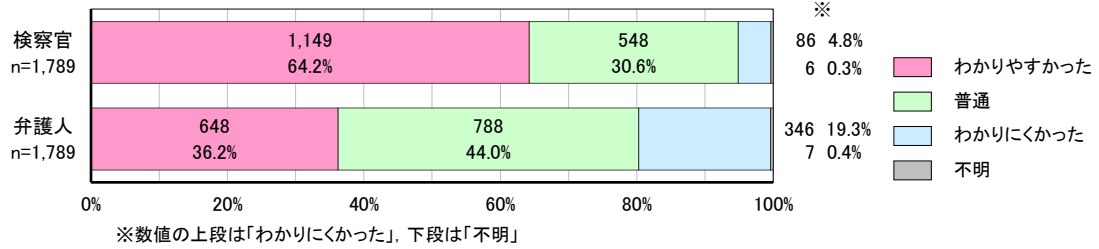
また、否認事件については、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が5日の場合67.7%と最も高く、6日以上の場合56.9%と最も低くなっている。



(ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ

問3 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、お答えください。

図2-2-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ(全体)

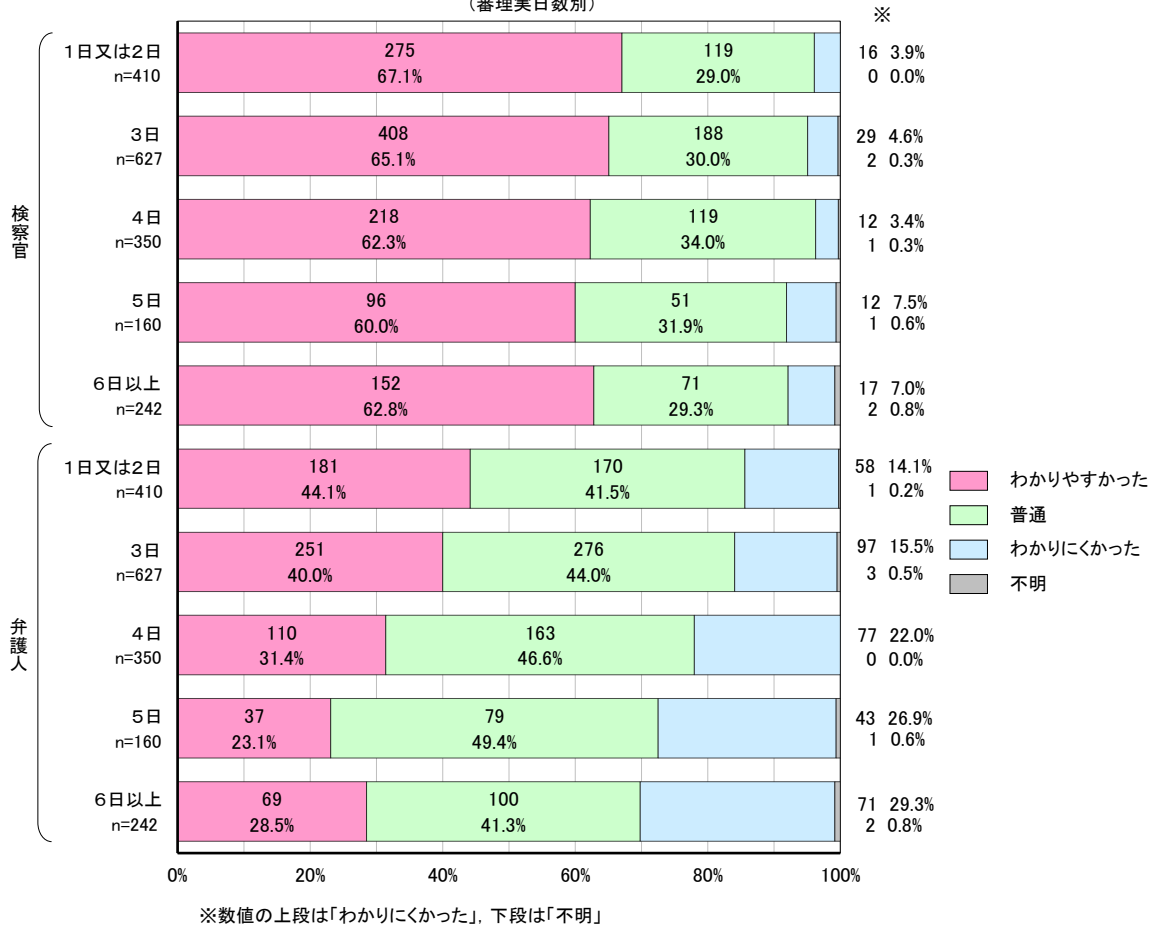


検察官や弁護人の法廷での説明等について、「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は、検察官が94.8%、弁護人が80.2%である。

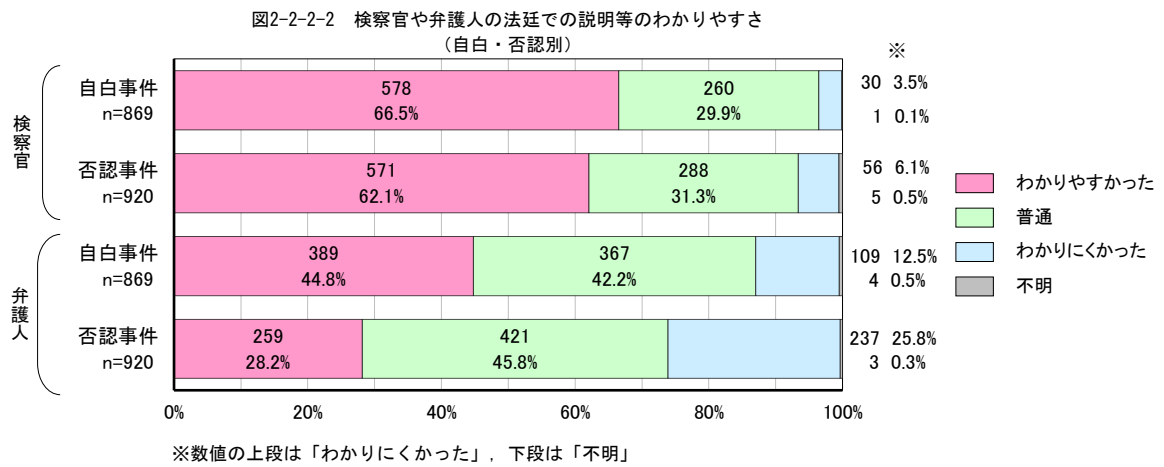
『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理実日数別でみたのが、図 2-2-2-1 である。

検察官について、弁護人よりも審理実日数別全体を通して「わかりやすかった」と回答している割合が高くなっている。

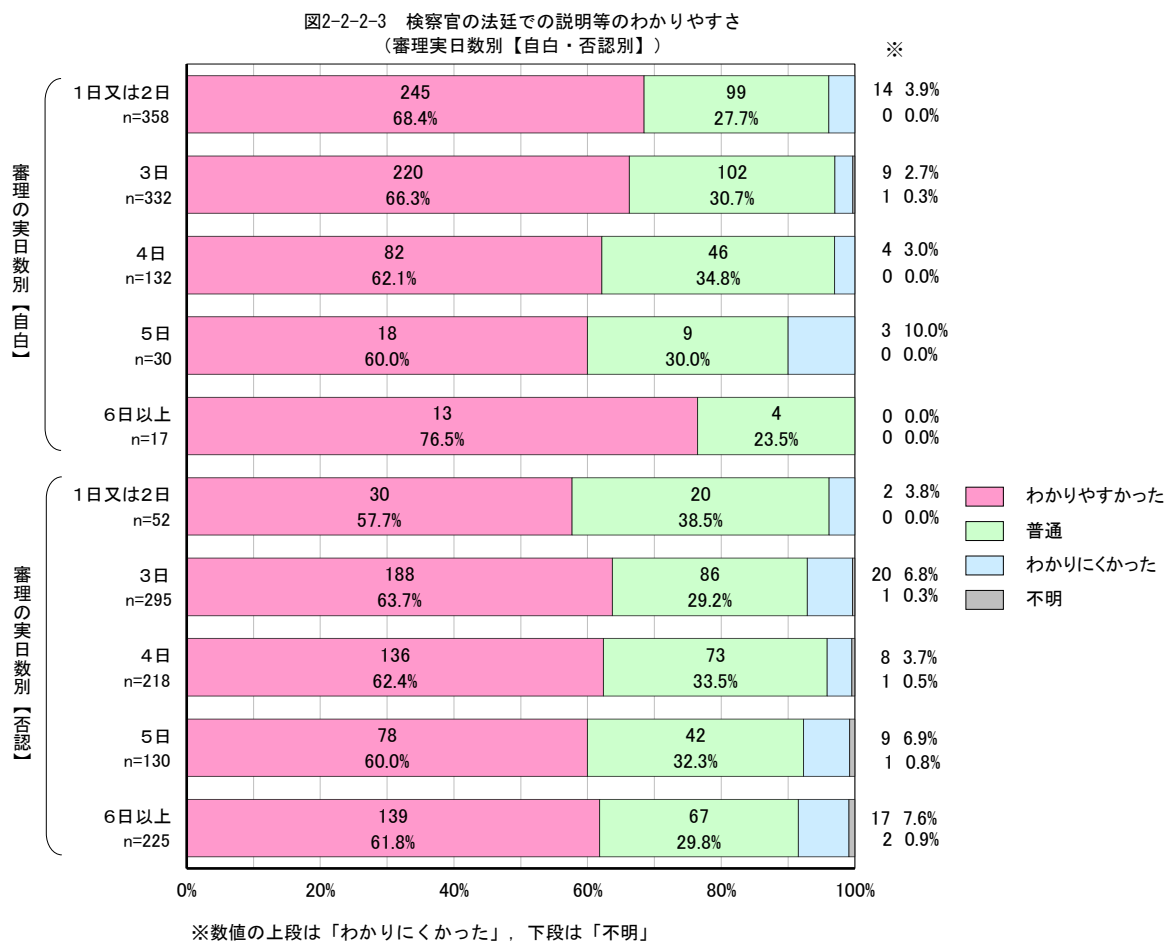
図2-2-2-1 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (審理実日数別)



『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を自白・否認別で区分したのが、図 2-2-2-2 である。両者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

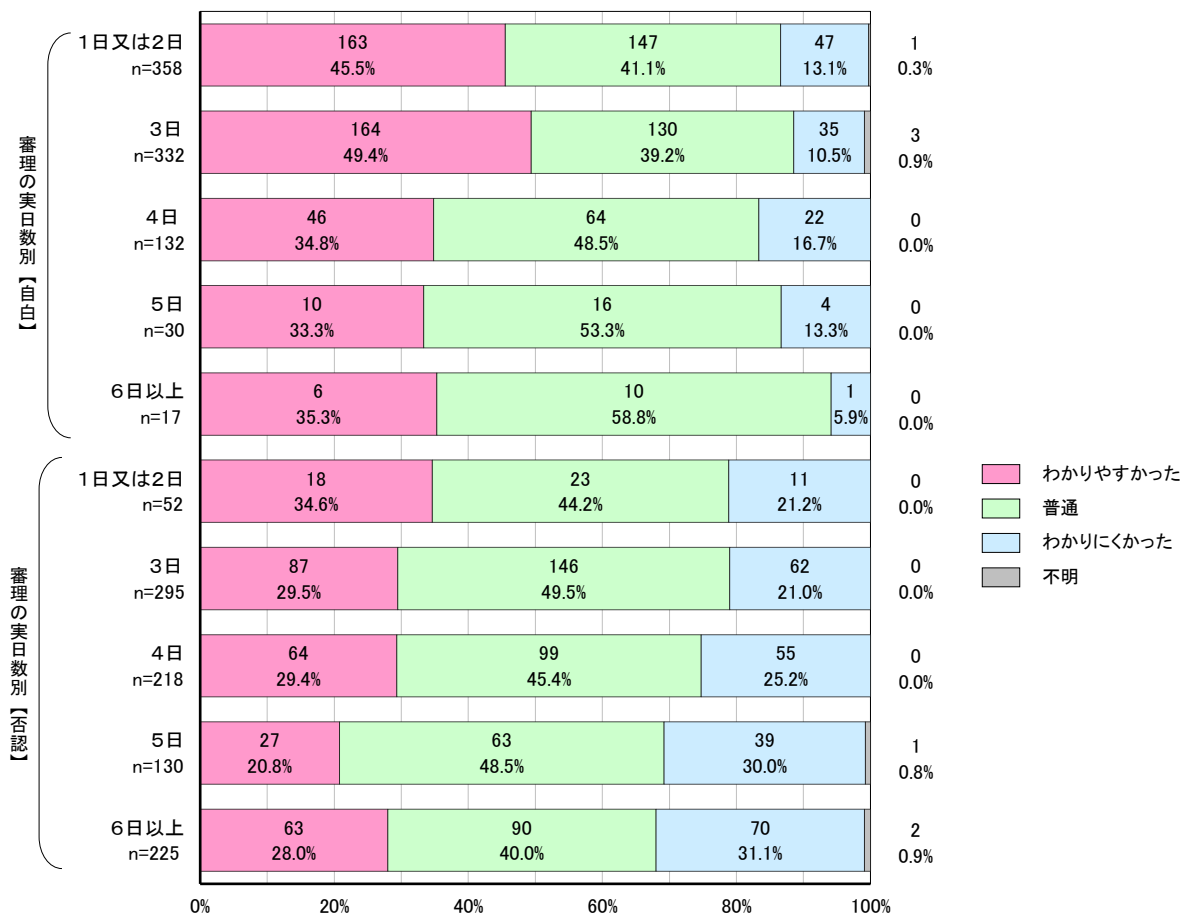


『検察官の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 2-2-2-3 である。自白事件において「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が6日以上の場合、76.5%と最も高くなっている。

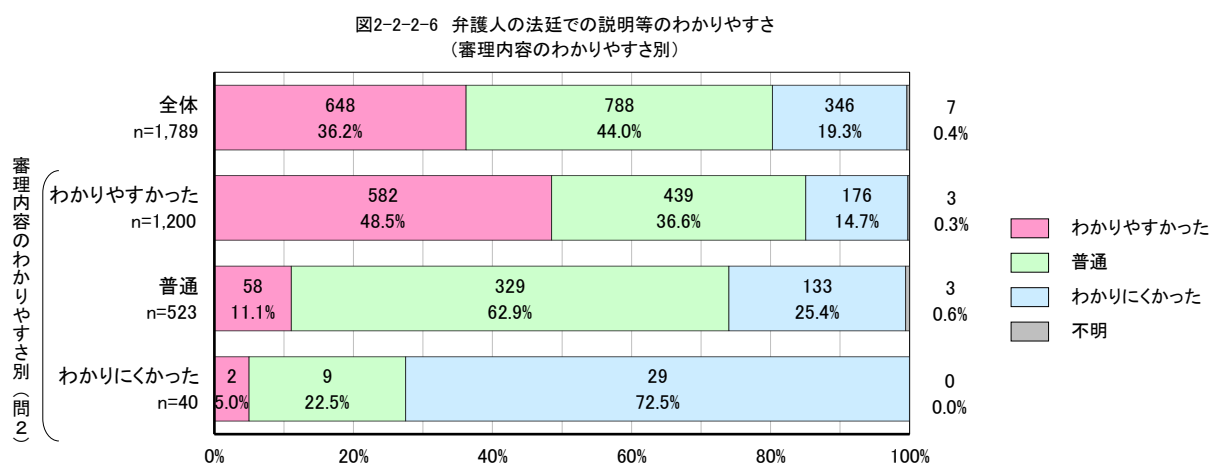
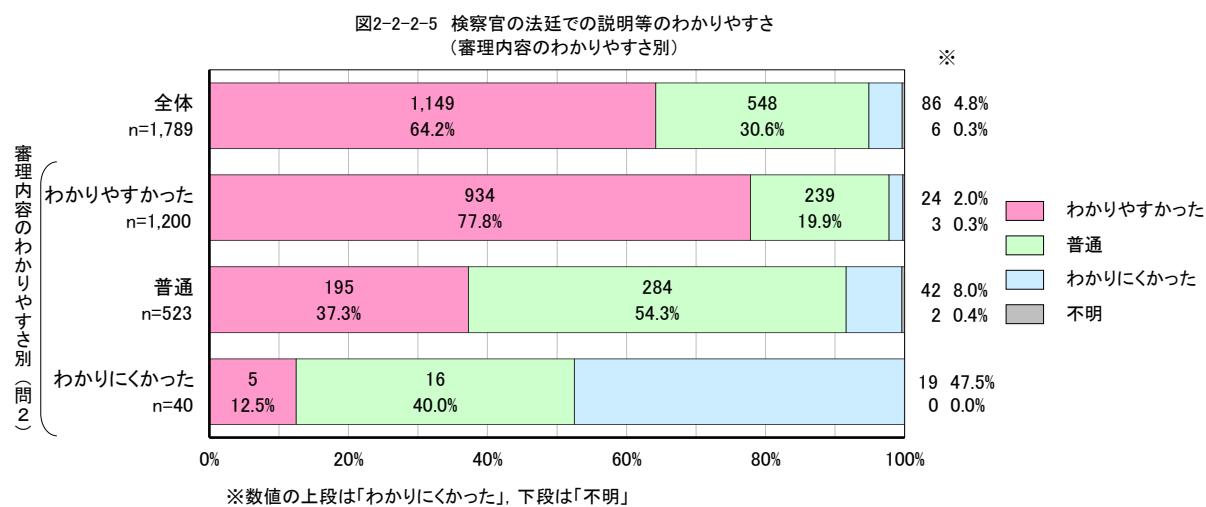


『弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-2-2-4である。「わかりやすかった」と回答した割合は、自白事件において審理実日数が3日の場合に49.4%と最も高く、否認事件では、審理実日数が1日又は2日の場合に34.6%と最も高くなっている。

図2-2-2-4 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理実日数別【自白・否認別】)

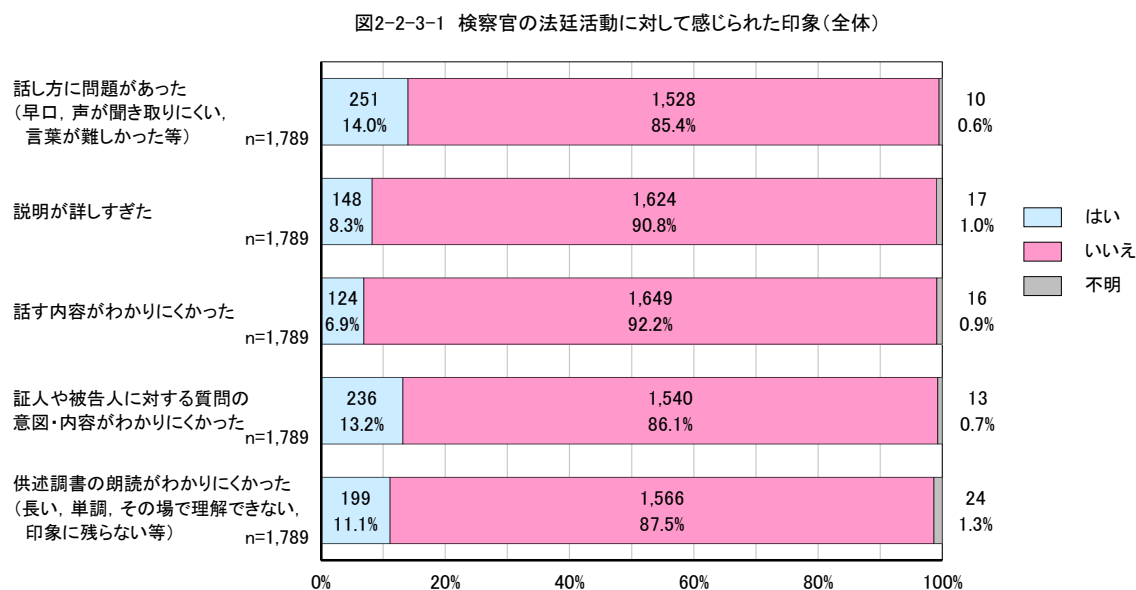


『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理内容のわかりやすさ別でみたのが、図2-2-2-5及び図2-2-2-6である。両者とも審理内容が「わかりやすかった」と回答した層が、他の層よりも検察官・弁護人の説明等が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。



(iii) 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象

問4 検察官の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。



検察官の法廷活動に対して感じられた印象については、「話し方に問題があった」(14.0%)と回答した割合が最も高く、以下、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(13.2%)、「供述調書の朗読がわかりにくかった」(11.1%)、「説明が詳しすぎた」(8.3%)、「話す内容がわかりにくかった」(6.9%)の順で低くなっている。

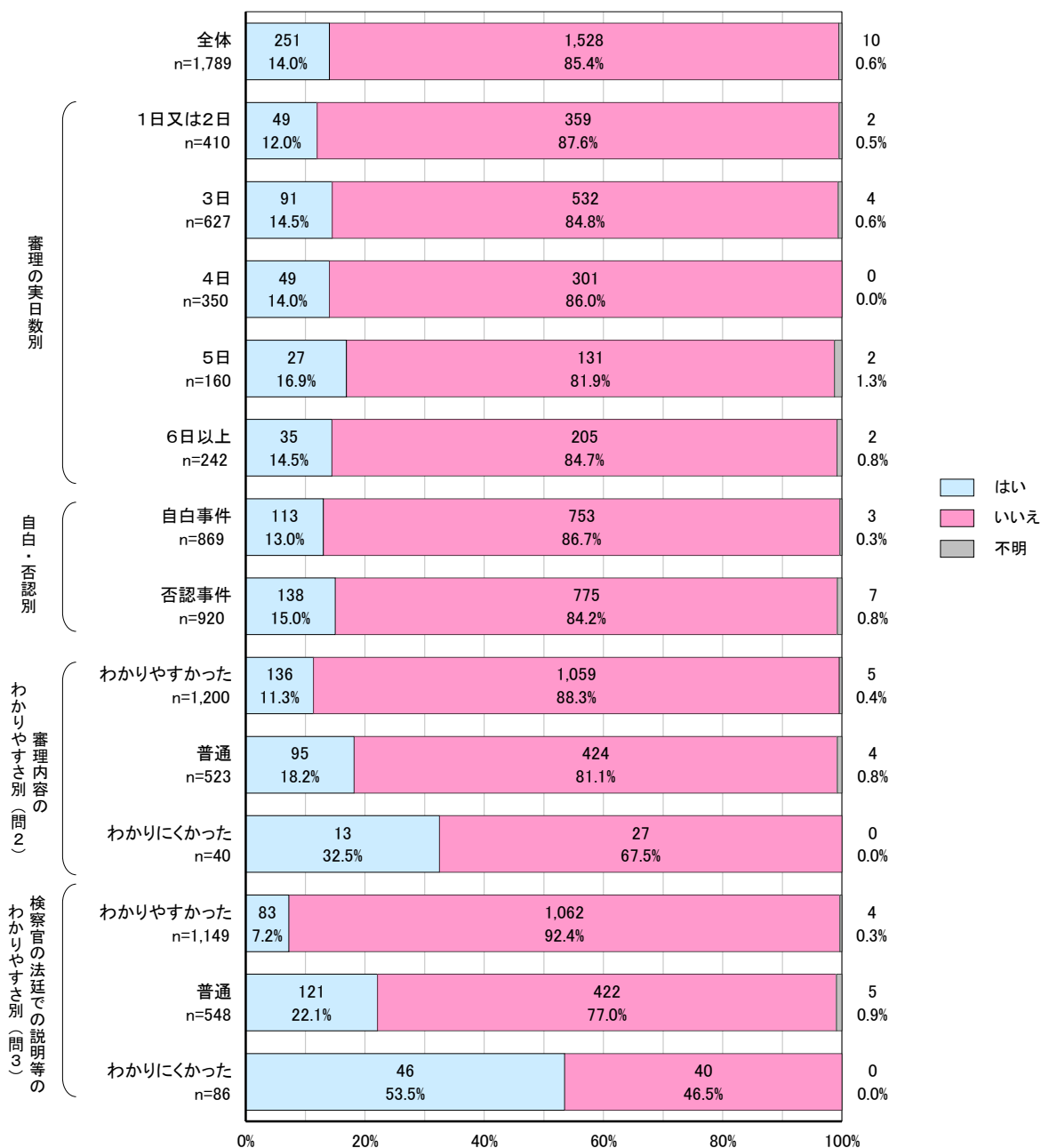
上記5つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図2-2-3-2から図2-2-3-6である。特に審理内容のわかりやすさ及び検察官の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

なお、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全1,789名中、827名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、検察官の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのが「声が聞き取りにくかった」とするものであり、以下「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(194頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

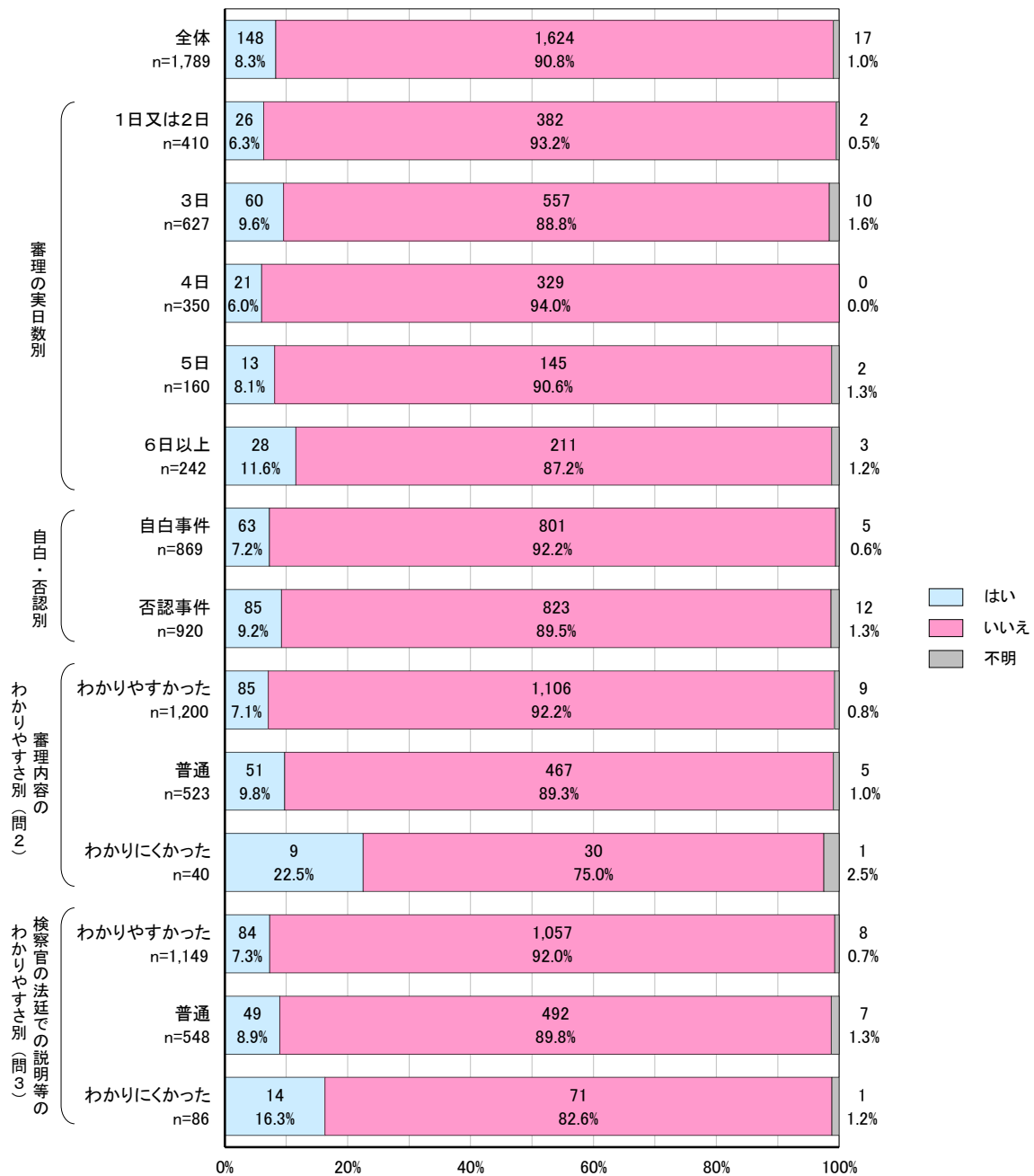
①検察官の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図2-2-3-2 検察官の話し方に問題があった
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



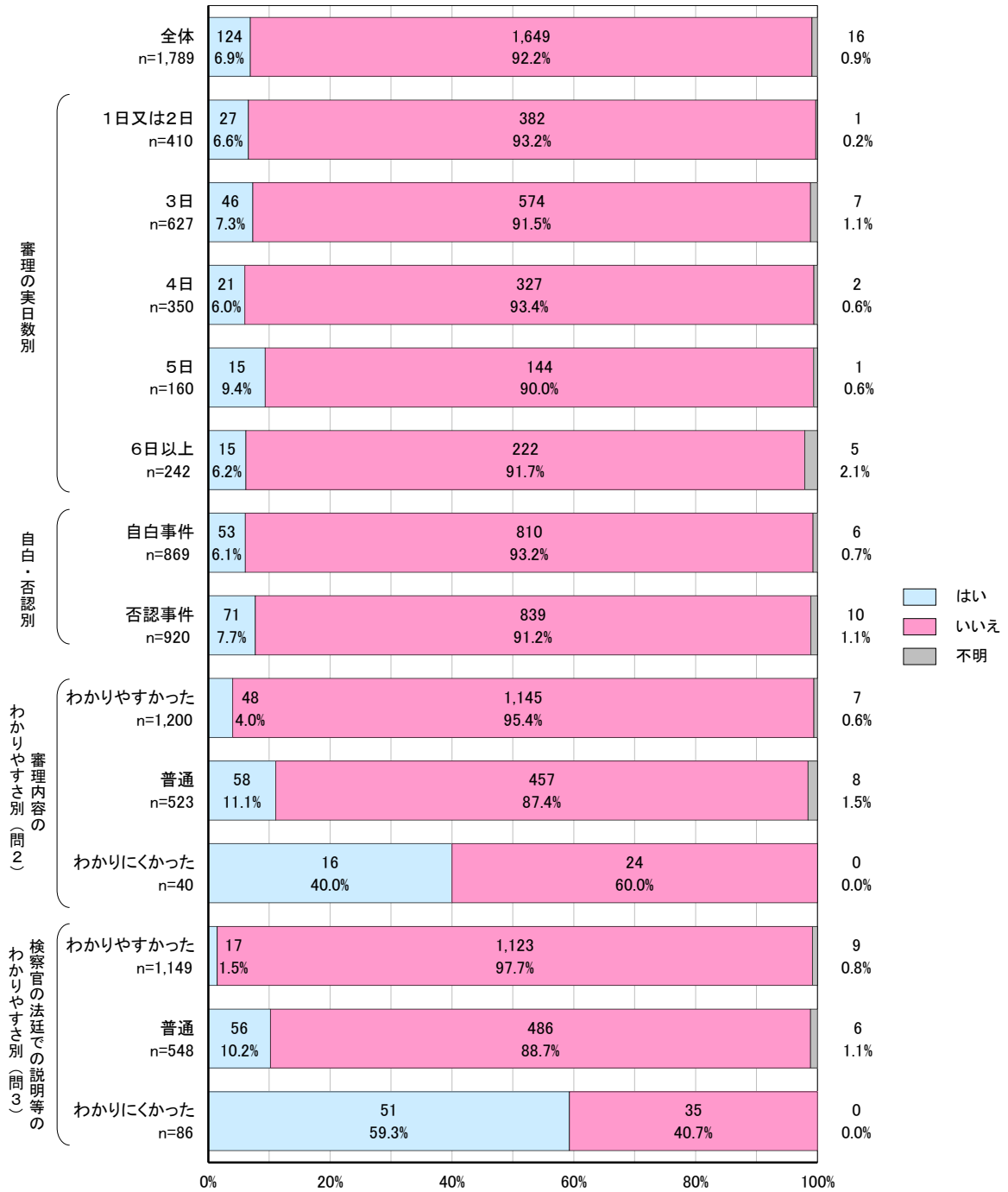
②検察官の説明が詳しすぎた

図2-2-3-3 検察官の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別, 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



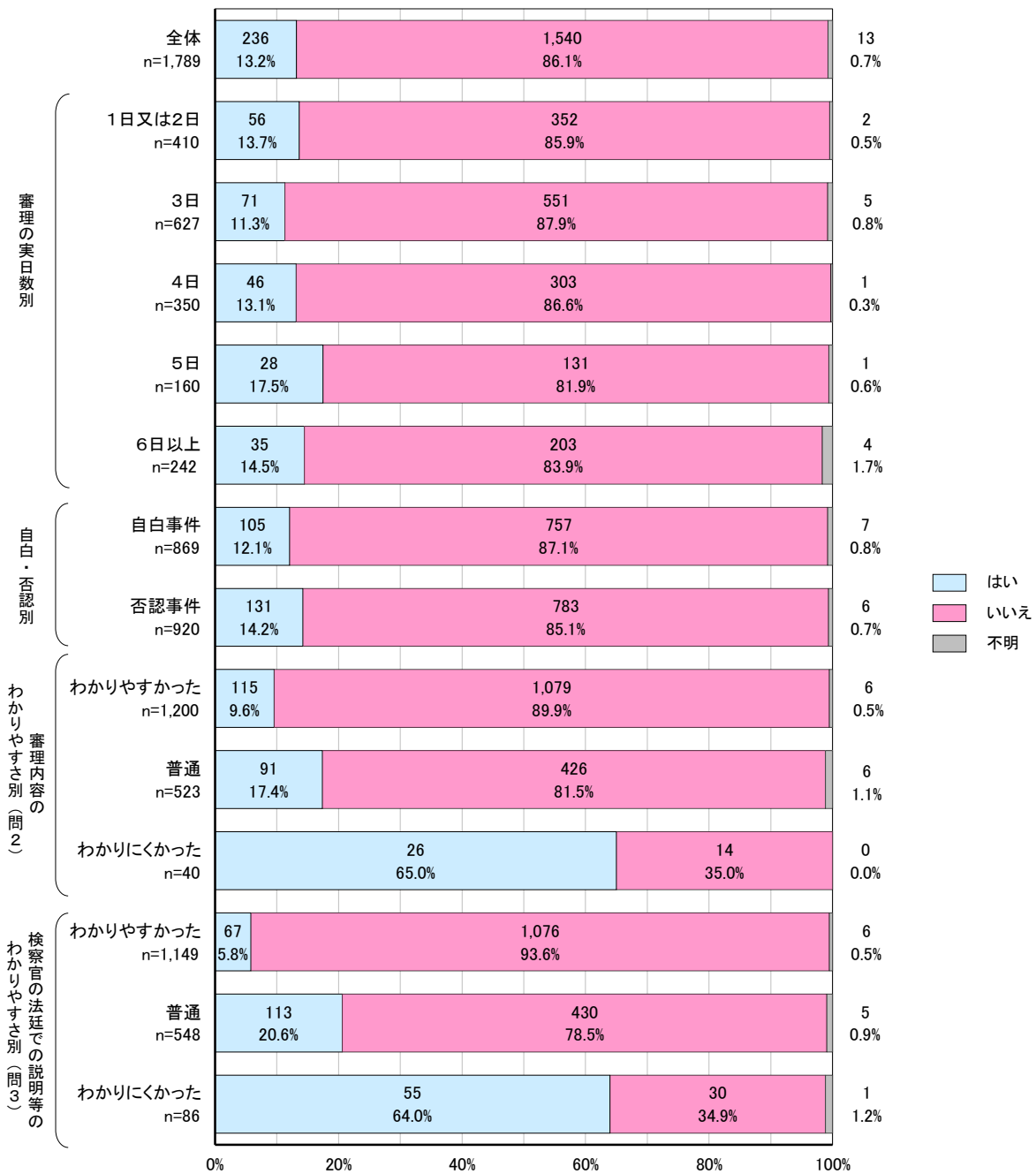
③ 検察官が話す内容がわかりにくかった

図2-2-3-4 検察官が話す内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



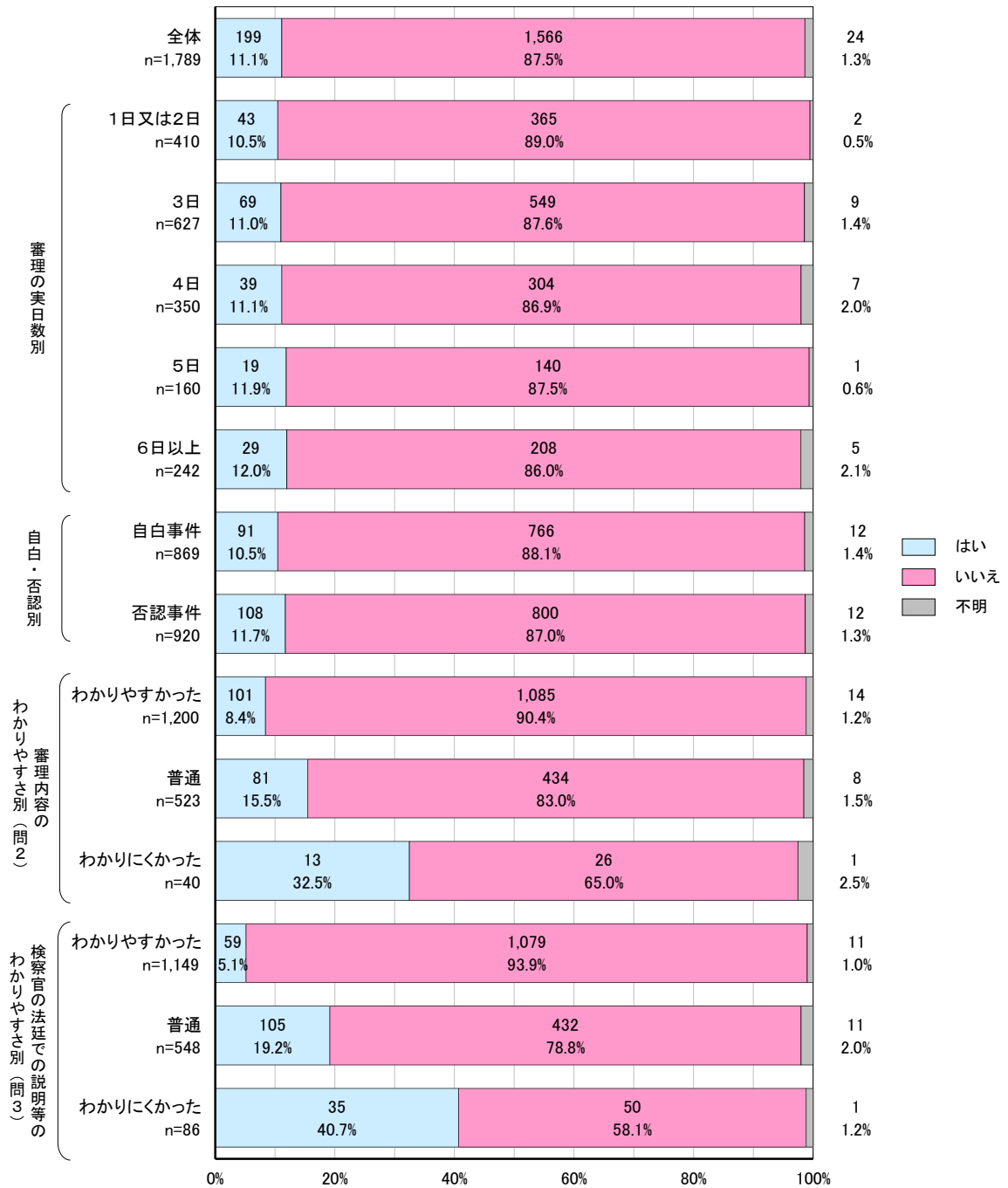
④証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった

図2-2-3-5 証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)

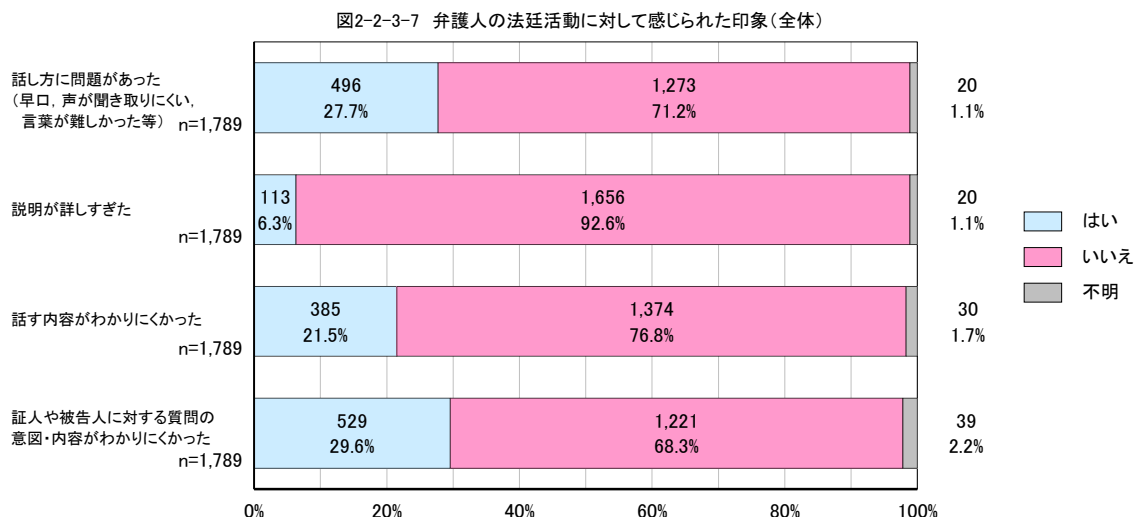


⑤供述調書の朗読がわかりにくかった（長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）

図2-2-3-6 供述調書の朗読がわかりにくかった
 （長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



問4 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。



弁護人の法廷活動に対して感じられた印象については、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(29.6%)と回答した割合が最も高く、以下、「話し方に問題があった」(27.7%)、「話す内容がわかりにくかった」(21.5%)、「説明が詳しすぎた」(6.3%)の順で低くなっている。

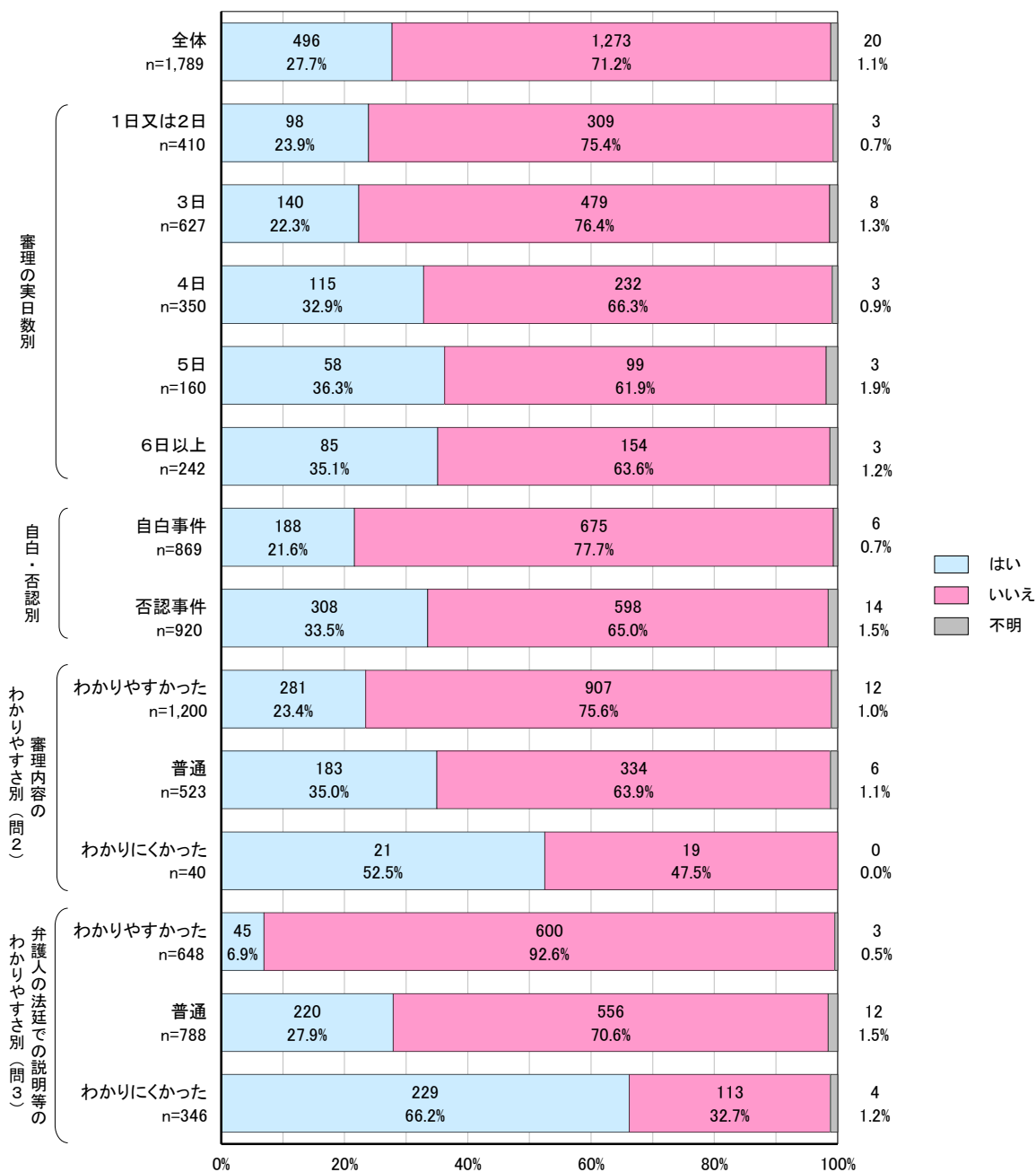
上記4つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図2-2-3-8から図2-2-3-11である。特に審理内容のわかりやすさ及び弁護人の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が、他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

なお、前述のとおり、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全1,789名中、827名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、弁護人の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのが「声が聞き取りにくかった」とするものであり、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」、「主張がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(195頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

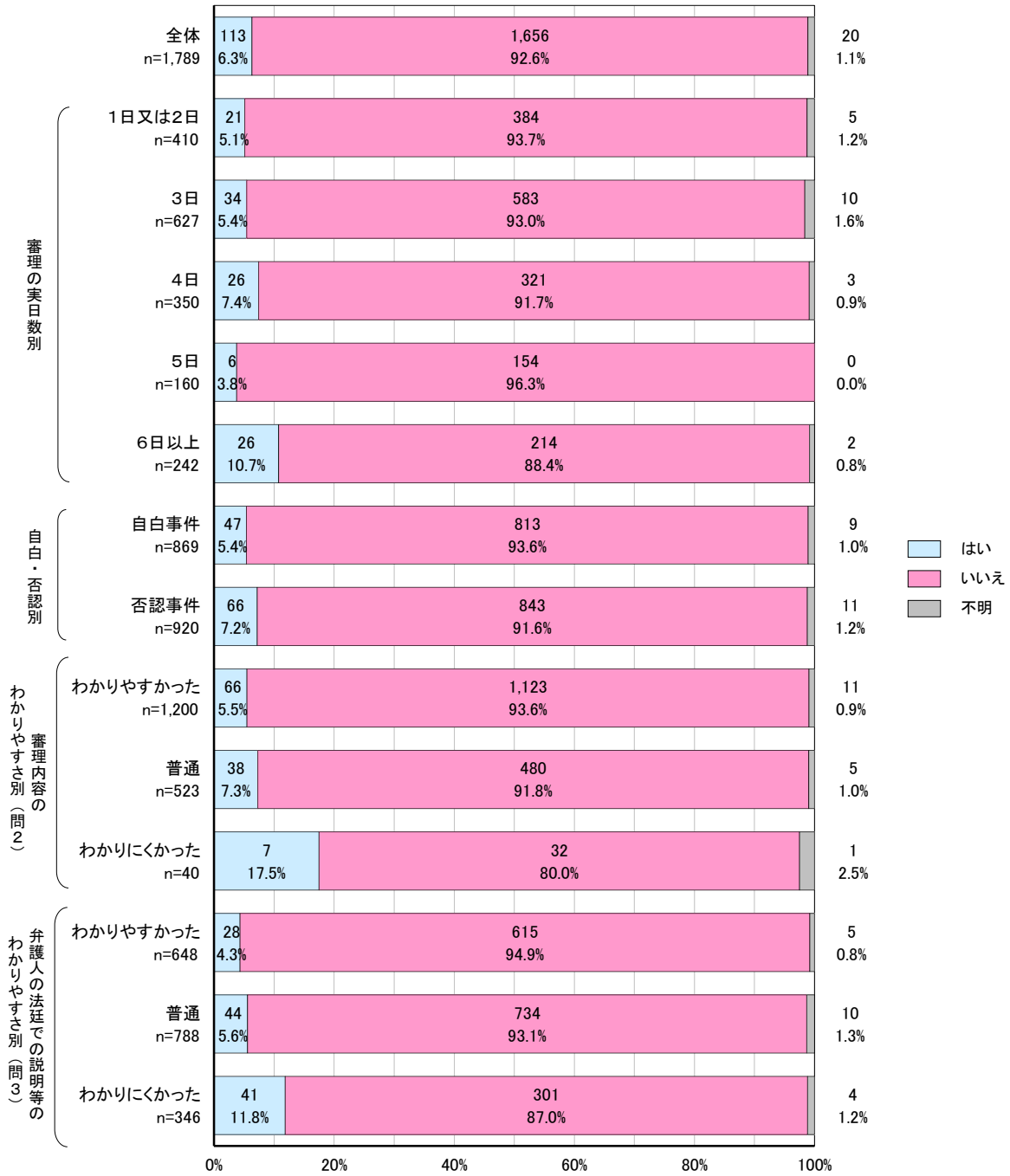
①弁護人の話し方に問題があった（早口，声が聞き取りにくい，言葉が難しかった等）

図2-2-3-8 弁護人の話し方に問題があった
 （早口，声が聞き取りにくい，言葉が難しかった等）
 （審理実日数別，自白・否認別，審理内容のわかりやすさ別，
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別）



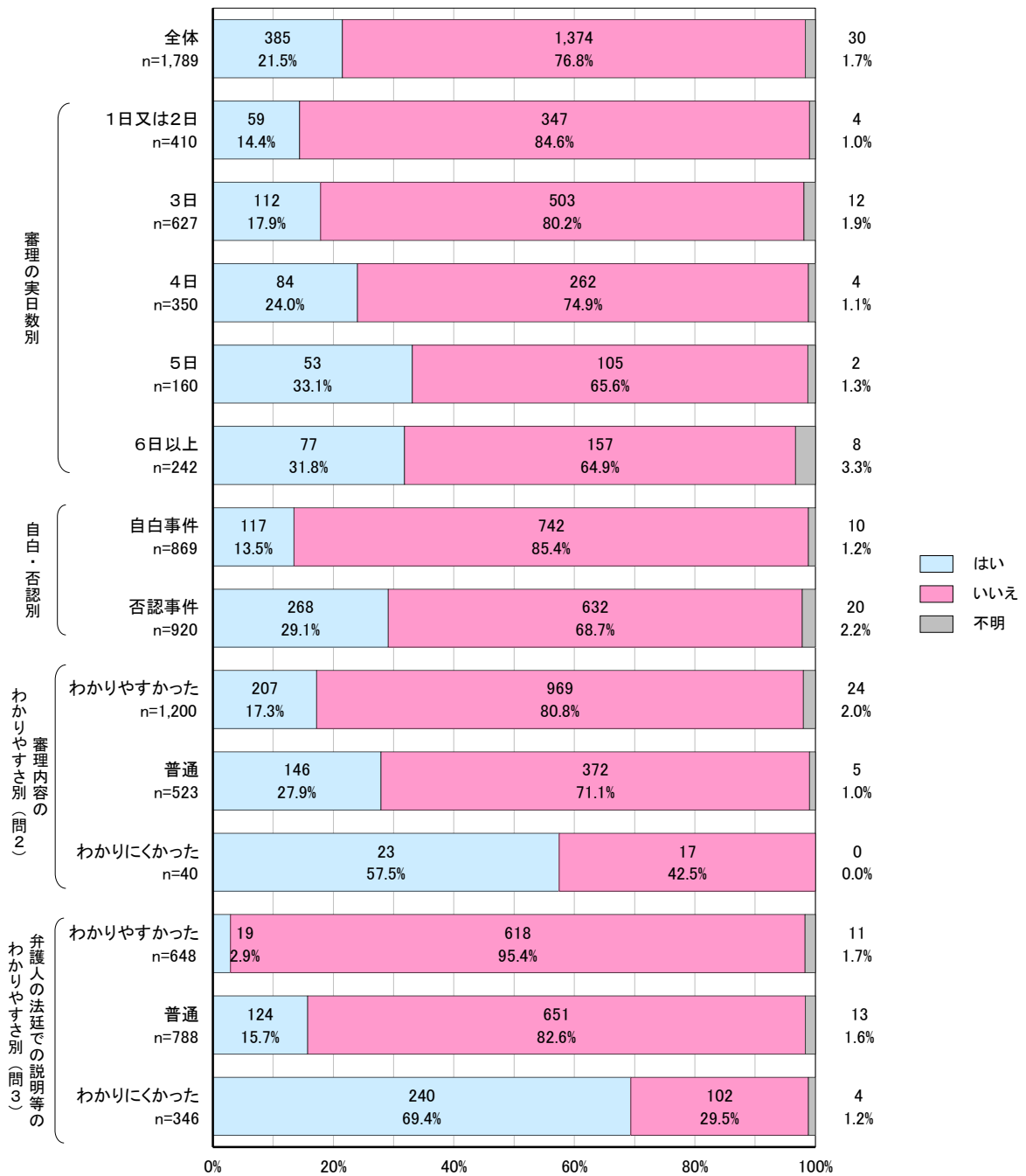
②弁護人の説明が詳しすぎた

図2-2-3-9 弁護人の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



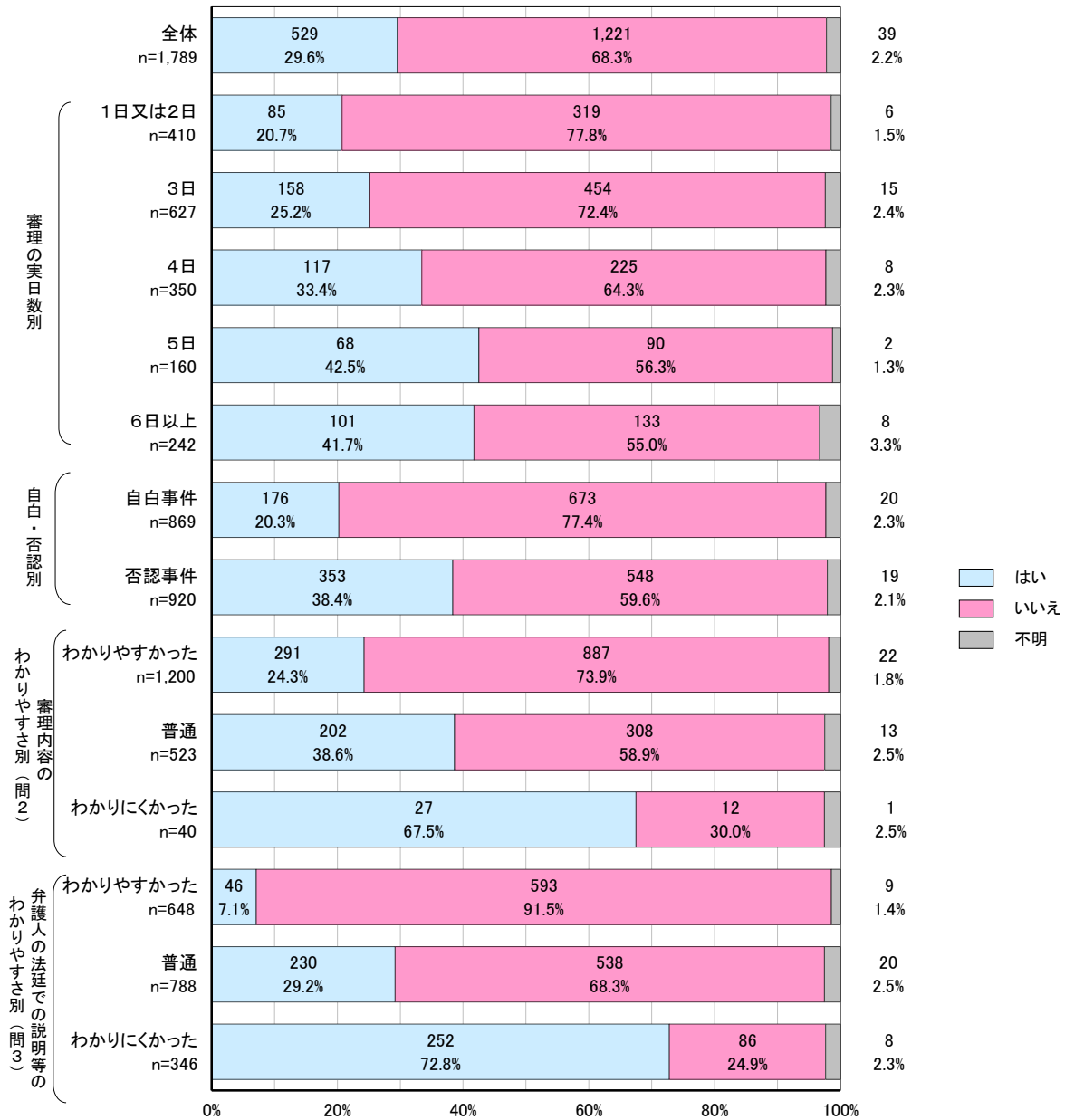
③ 弁護人が話す内容がわかりにくかった

図2-2-3-10 弁護人が話す内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



④証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった

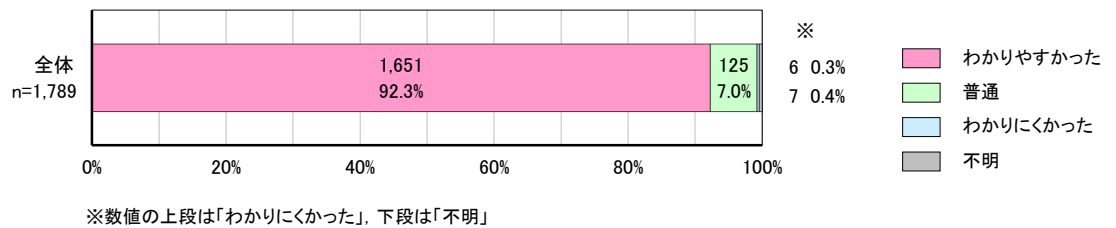
図2-2-3-11 証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



(iv) 裁判官の説明のわかりやすさ

問5 裁判官の説明はわかりやすかったですか。

図2-2-4 裁判官の説明のわかりやすさ(全体)

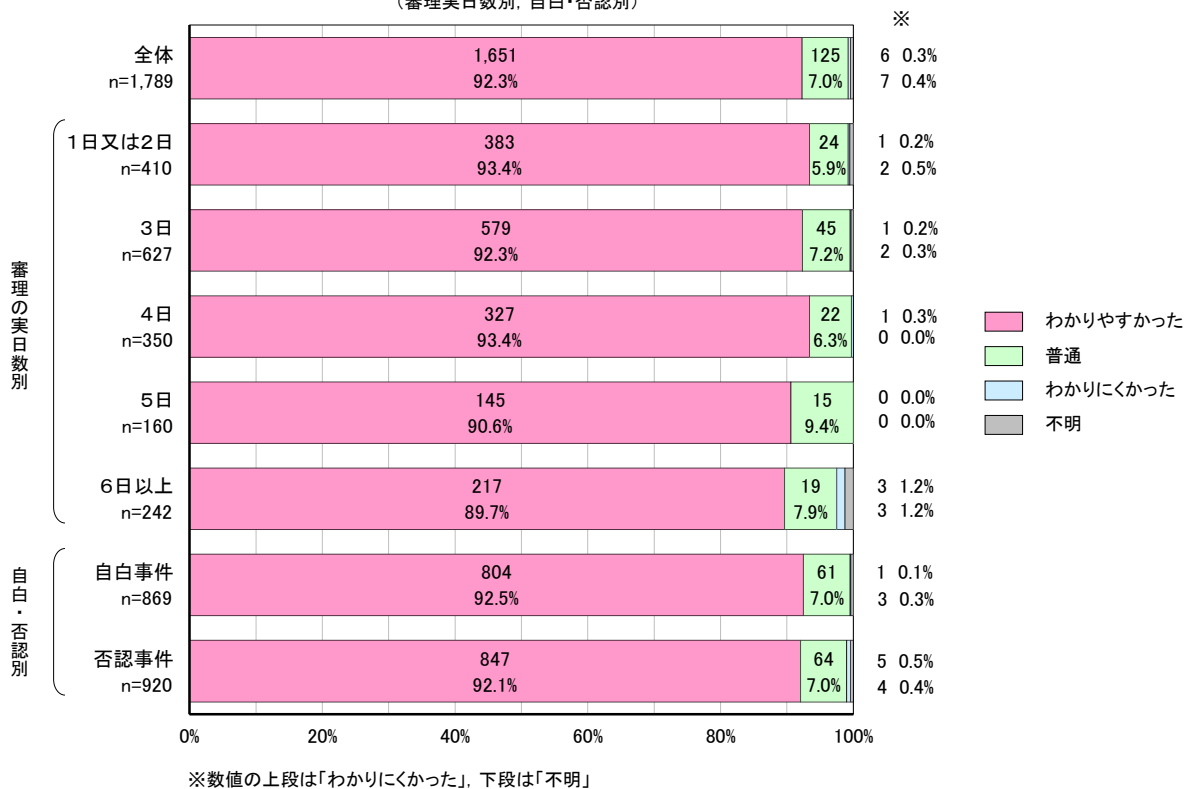


「わかりやすかった」とする回答は92.3%であり（「普通」とあわせて99.3%）,「わかりにくかった」とする回答は0.3%である。

『裁判官の説明のわかりやすさ』を審理実日数別, 自白・否認別でみたのが, 図2-2-4-1である。

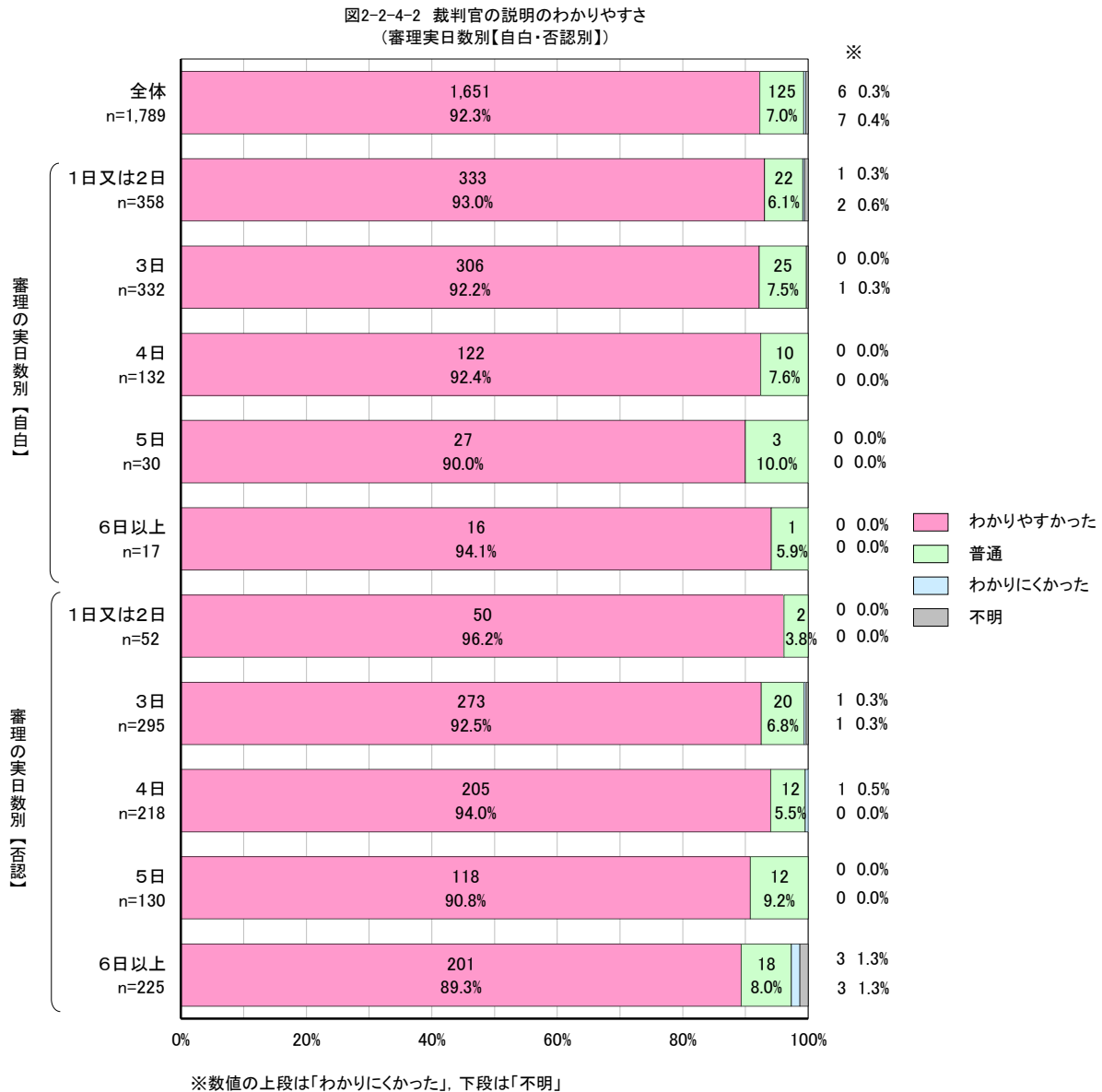
「わかりやすかった」と回答した割合については, 審理実日数の長短や自白・否認の差による大きな違いはみてとれない。

図2-2-4-1 裁判官の説明のわかりやすさ
(審理実日数別, 自白・否認別)



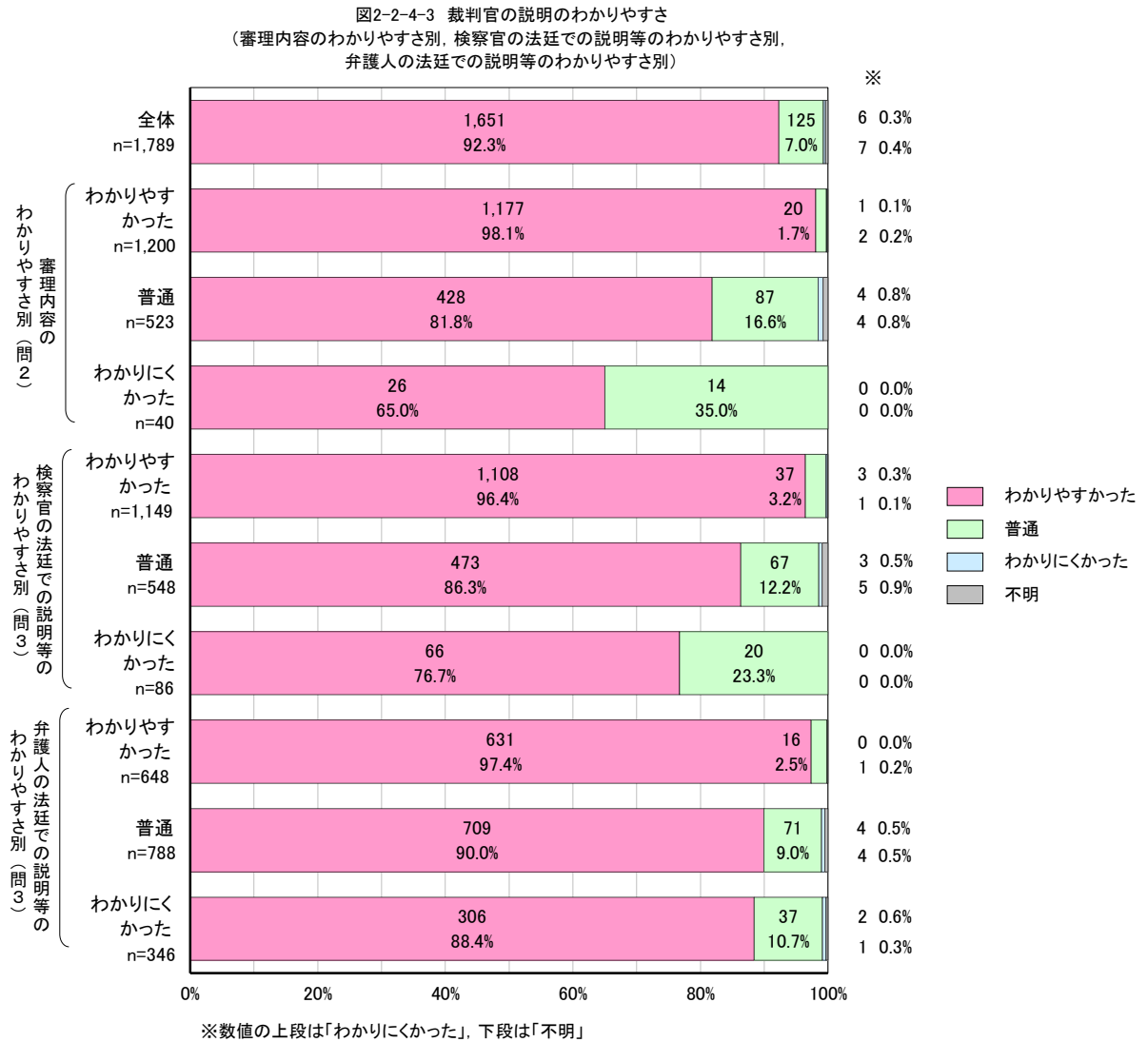
『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 2-2-4-2 である。

自白事件・否認事件とも「わかりやすかった」とする回答の割合が、いずれの区分でもほぼ9割を上回っており、審理実日数の長短による大きな違いはみとれない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別で区分したのが、図 2-2-4-3 である。

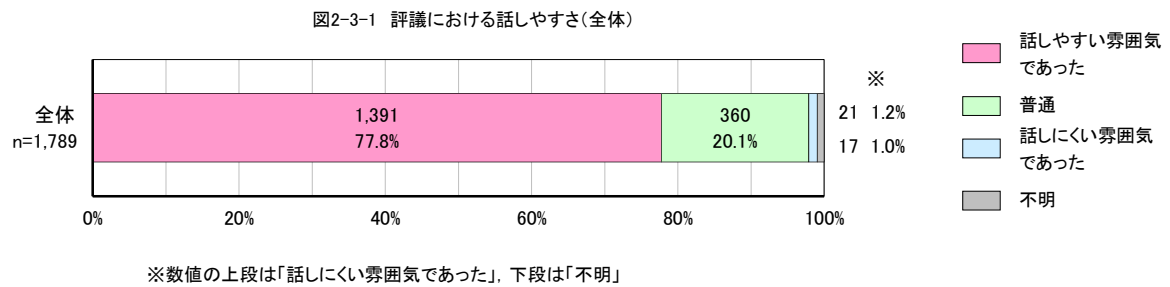
いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層が、他の層よりも裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。



(3) 評議について

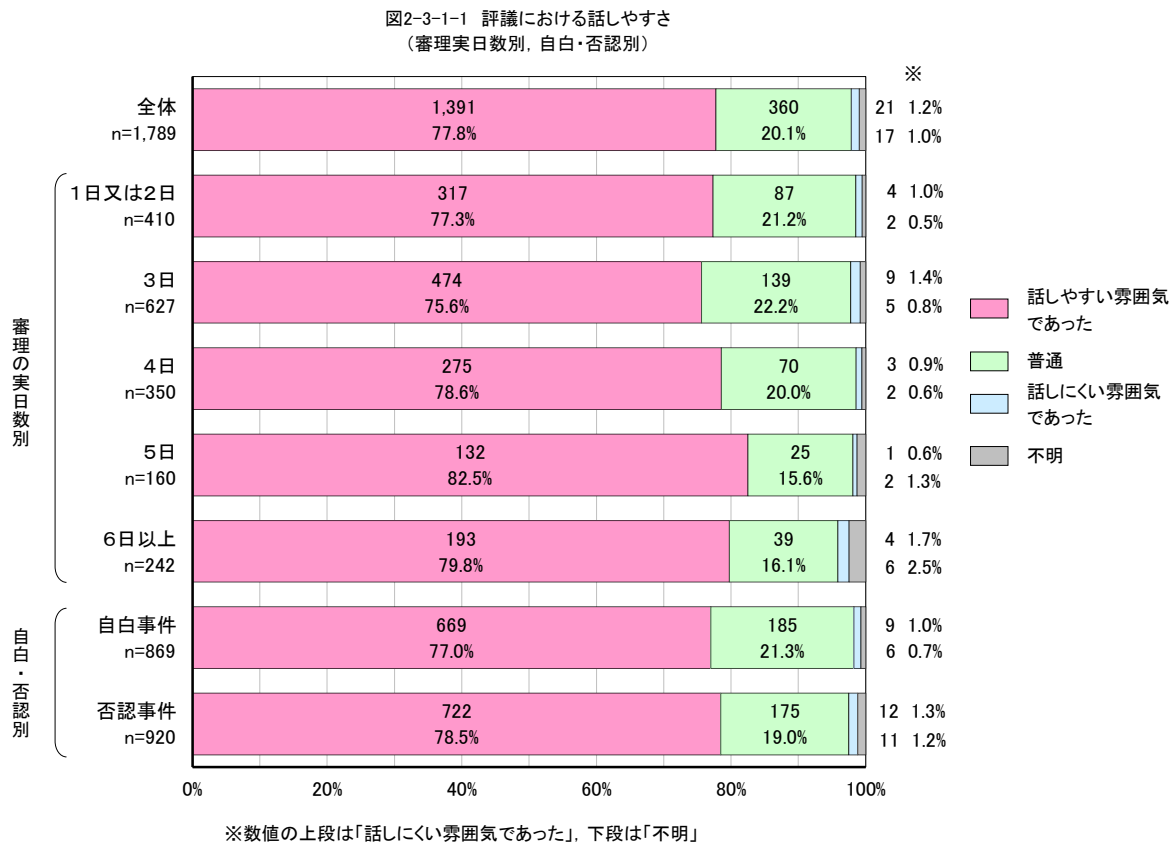
(i) 評議における話しやすさ

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。



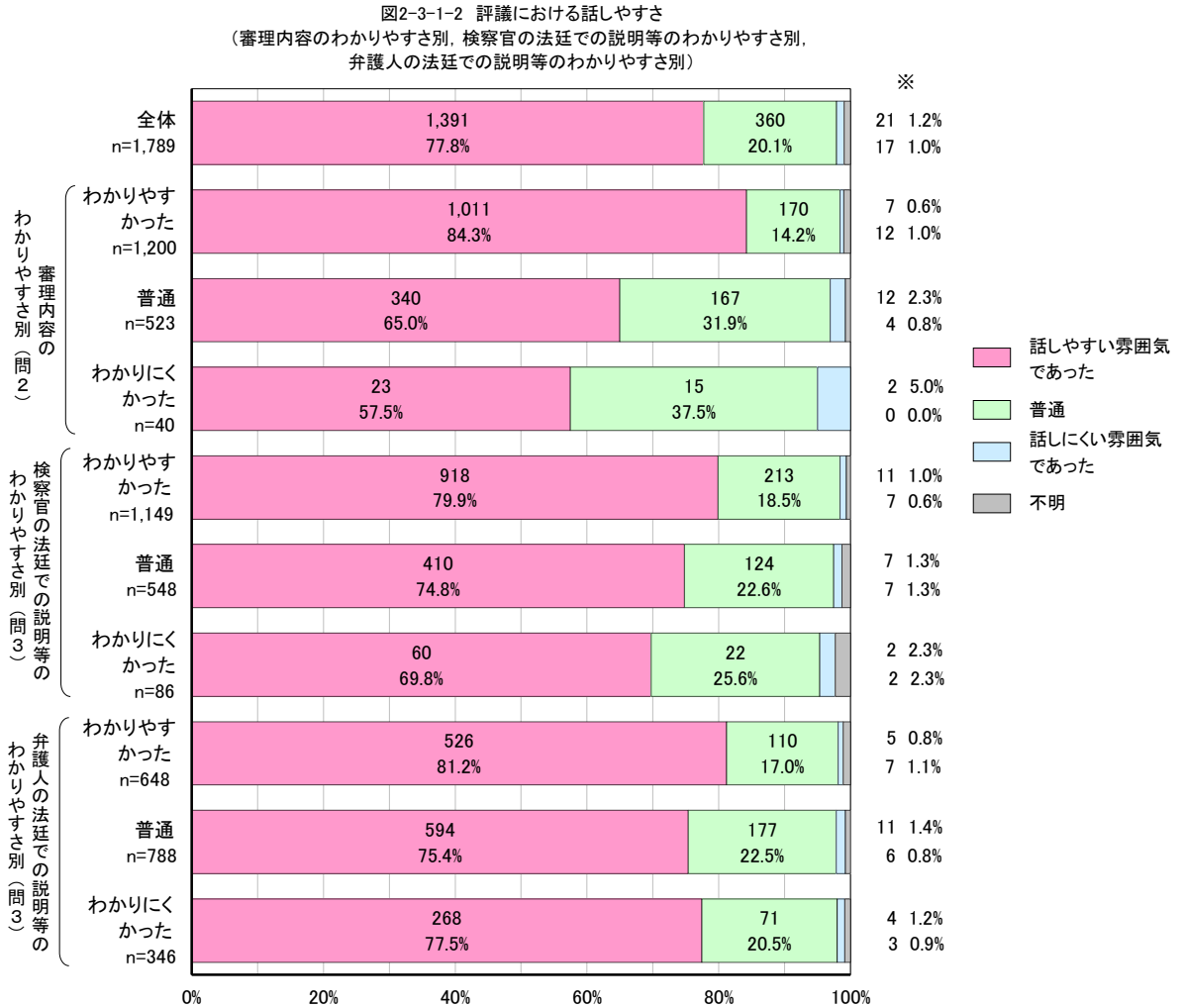
「話しやすい雰囲気であった」との回答が 77.8%（「普通」とあわせて 97.9%）であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」との回答は 1.2%である。

『評議における話しやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 2-3-1-1 である。審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。



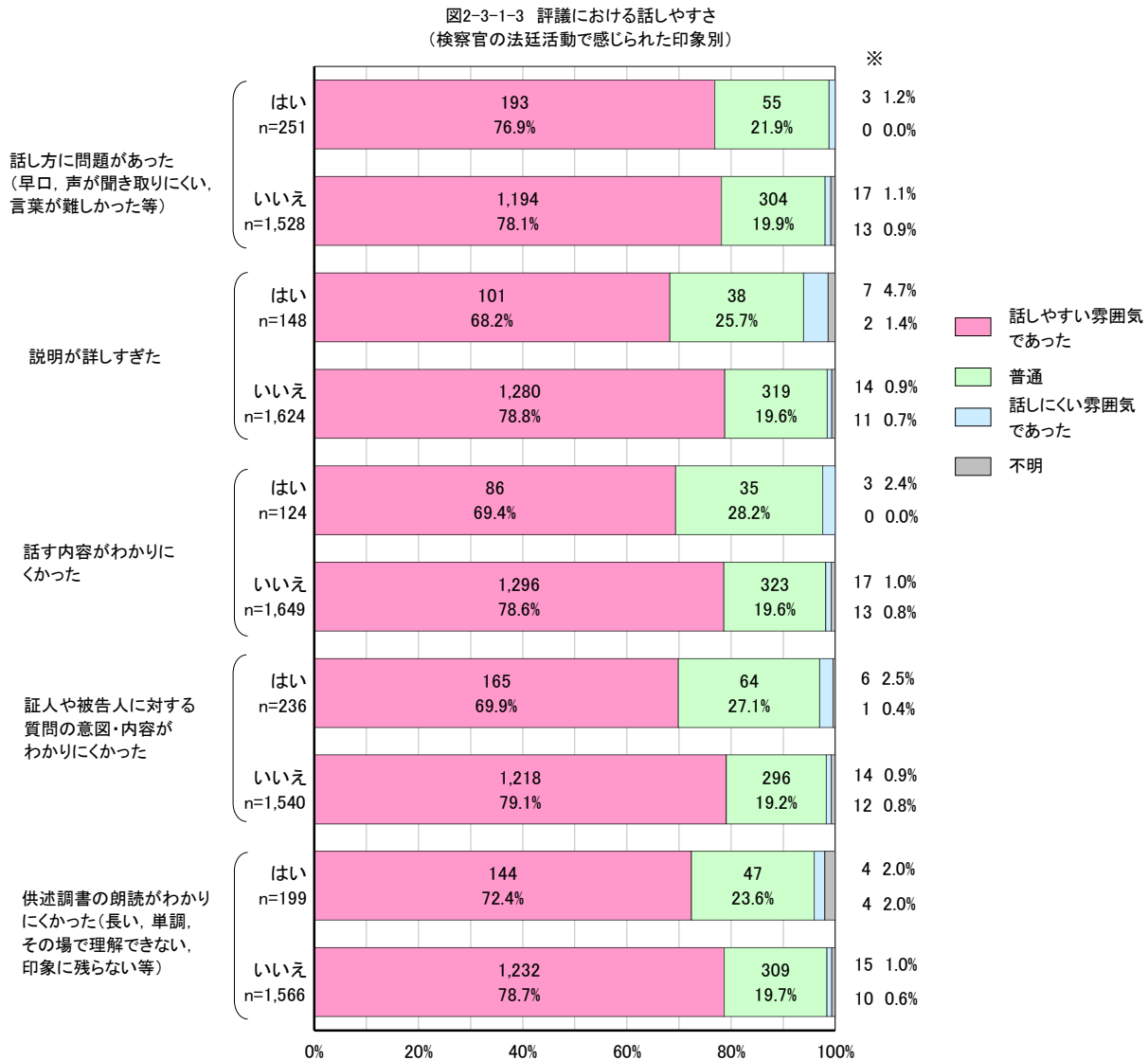
『評議における話しやすさ』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 2-3-1-2 である。

いずれの区分でも「わかりやすかった」と答えた層で、「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が高くなっている。

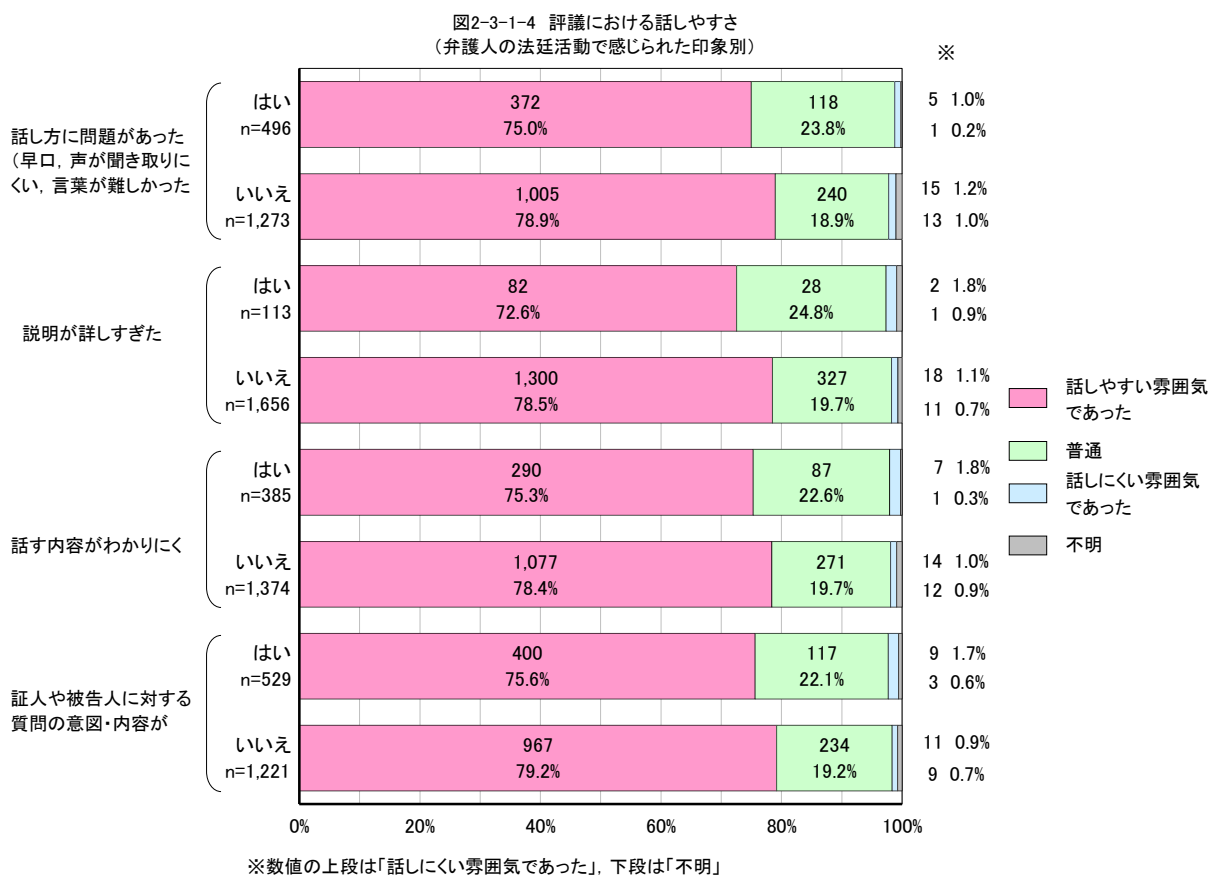


『評議における話しやすさ』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図2-3-1-3である。

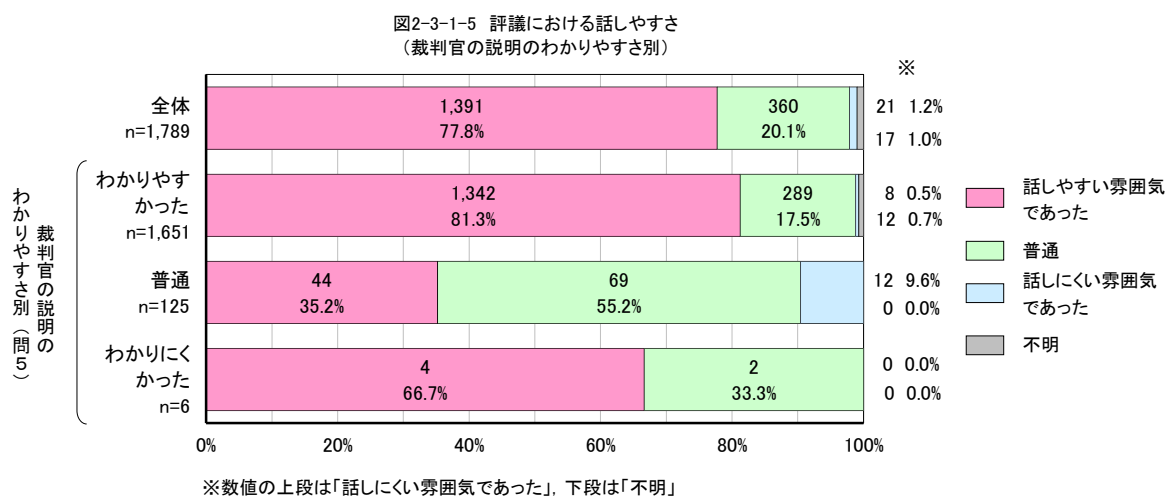
いずれの区分でも「いいえ」と回答した層で、「話しやすい雰囲気であった」と回答している者の割合が高くなっている。



『評議における話しやすさ』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図2-3-1-4である。いずれの区分でも「いいえ」と回答した層で、「話しやすい雰囲気であった」と回答している者の割合が高くなっている。



『評議における話しやすさ』を裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図2-3-1-5である。裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した層が、他の層よりも「話しやすい雰囲気であった」と回答した者の割合が高い。



(ii) 評議の進め方(裁判官の進行, 裁判官の説明, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての
意見や感想など(問7)

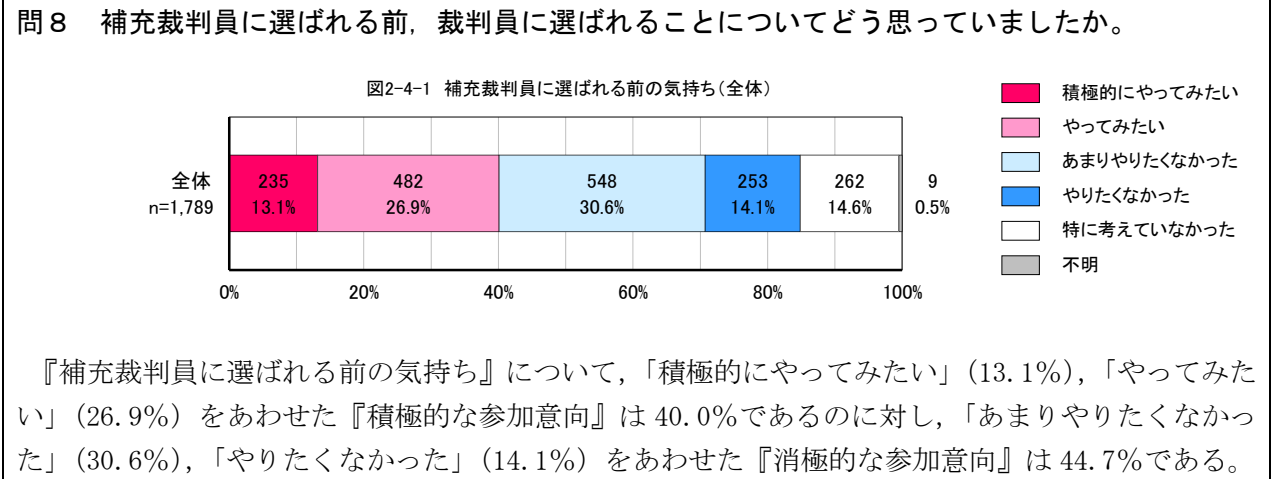
評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全1, 789名中,
1, 218名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 「進行が適切だった」
などとするものが最も多く, 「説明がわかりやすかった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(197頁)に主な記載例を掲載し
たので, そちらを参照されたい。

(4) 補充裁判員を務めた感想等について

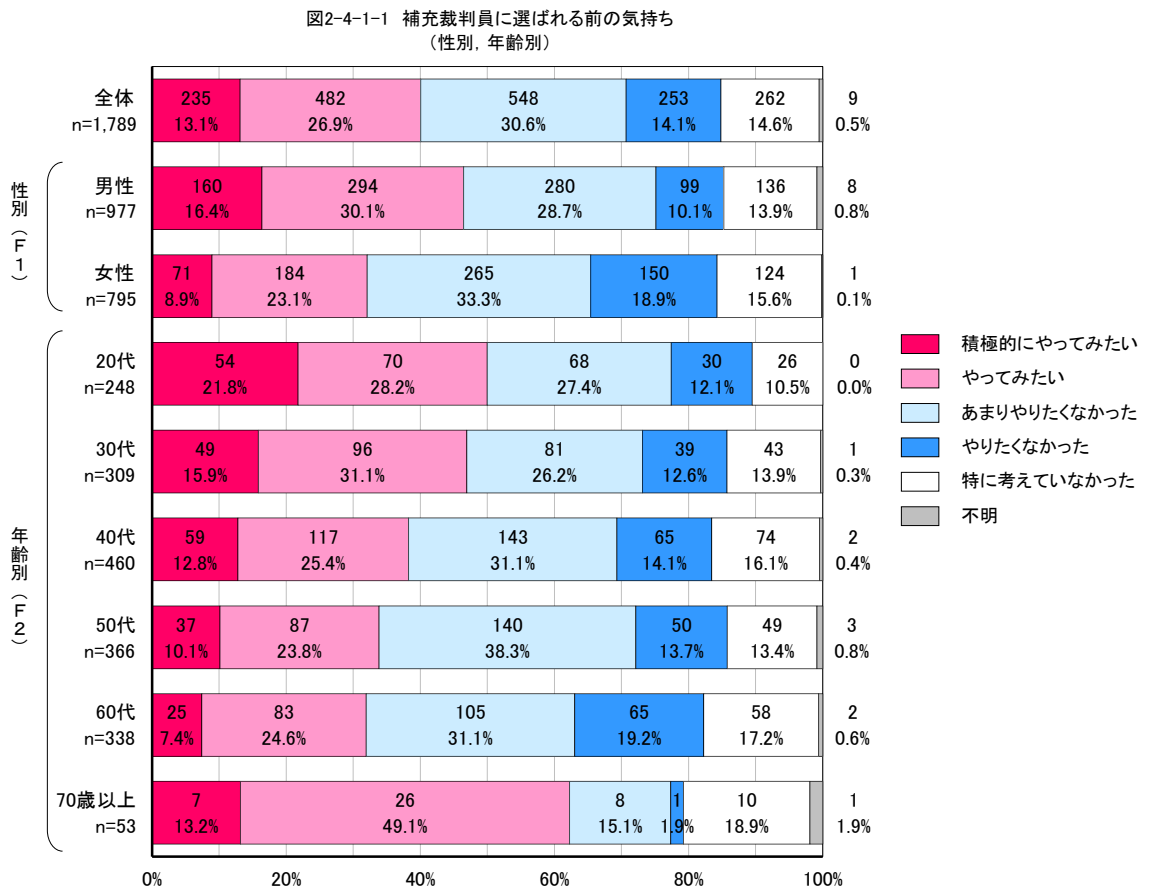
(i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち



『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図2-4-1-1である。

性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(46.5%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(52.2%)が高い。

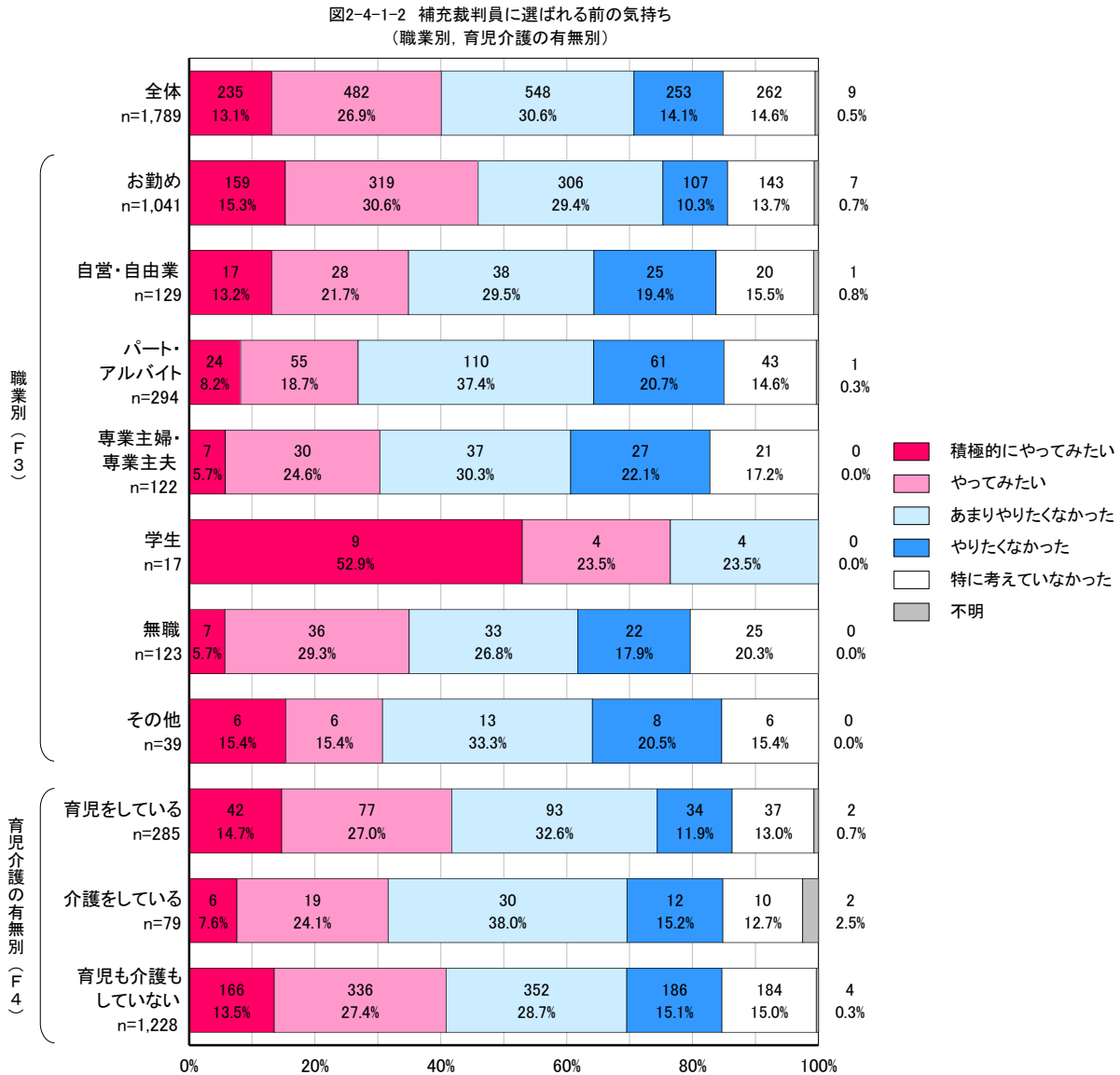
年齢別でみると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。



『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図2-4-1-2である。

職業別でみると、学生の層が76.4%と最も高い『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下、お勤めの層(45.9%)、無職の層(35.0%)、自営・自由業の層(34.9%)、専業主婦・専業主夫の層(30.3%)、パート・アルバイトの層(26.9%)の順で『積極的な参加意向』は低くなっている。

育児介護の有無別では、介護をしている層の『積極的な参加意向』が低くなっている。

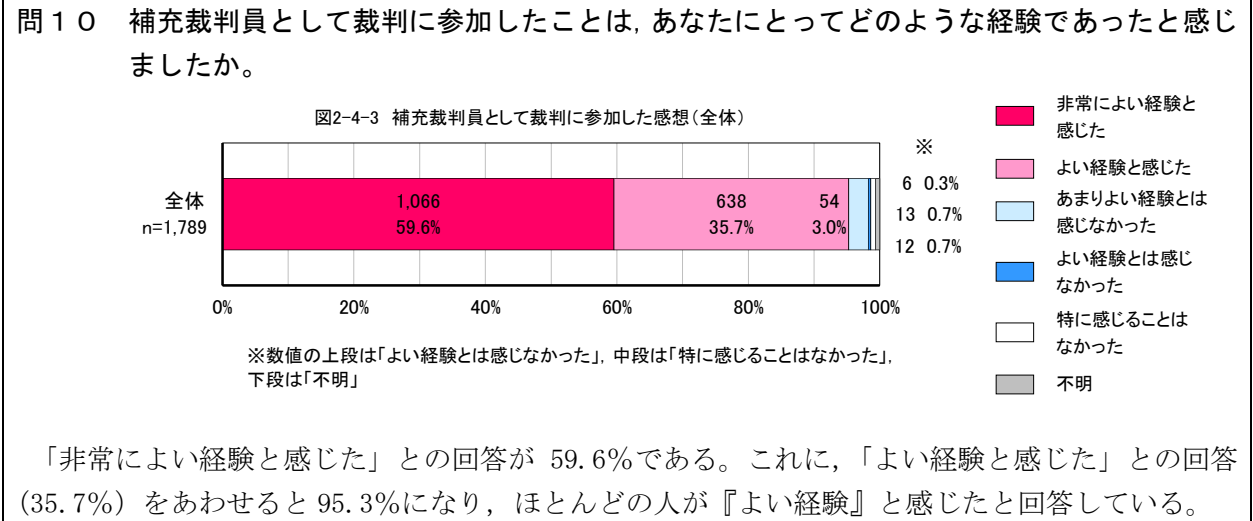


(ii) 問8で答えた理由 (問9)

『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』(問8)の理由を自由に記載してもらったところ(問9)、全1,789名中、1,695名から回答があった。

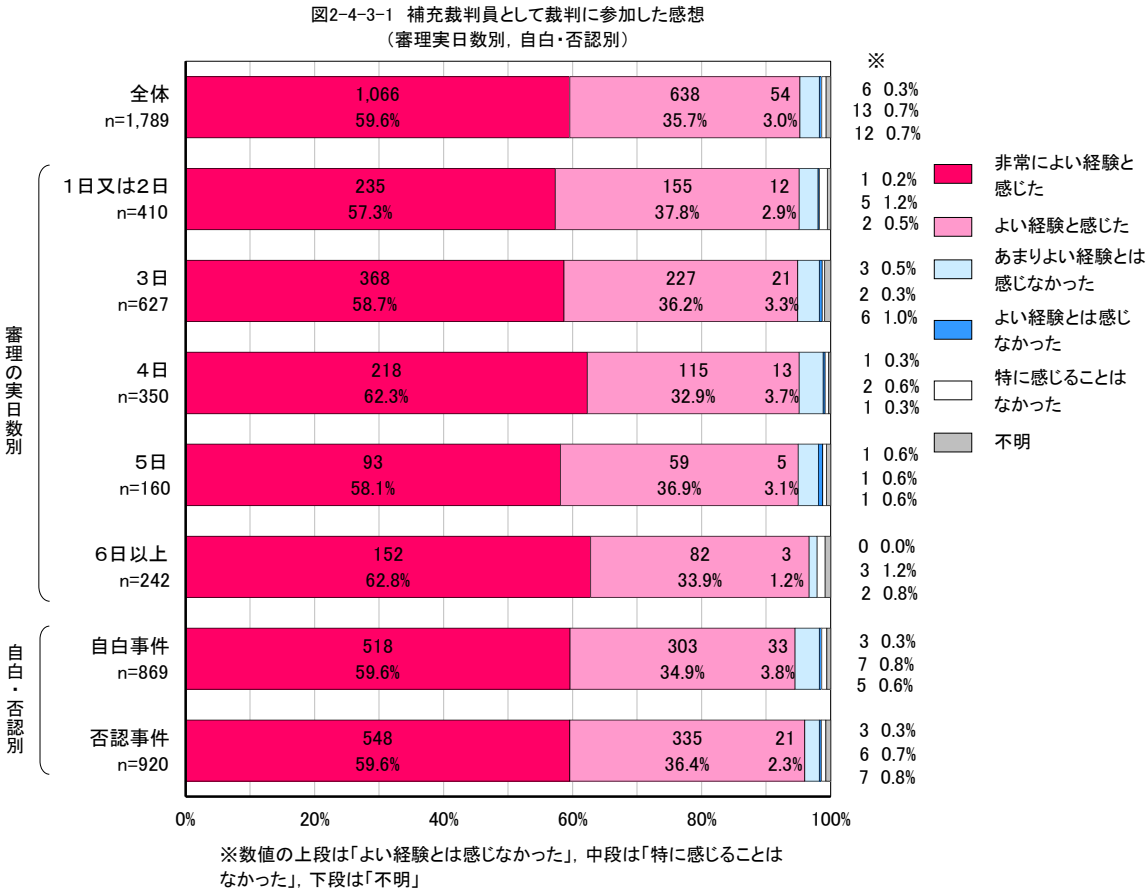
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、裁判員に選任されることに対し、『積極的な参加意向』を示した理由として、「貴重な経験である、関心があった」などとするものが最も多く、逆に、『消極的な参加意向』を示した理由として「社会生活上(育児介護、仕事など)の支障」を挙げるものが最も多い。具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(200頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(iii) 補充裁判員として裁判に参加した感想

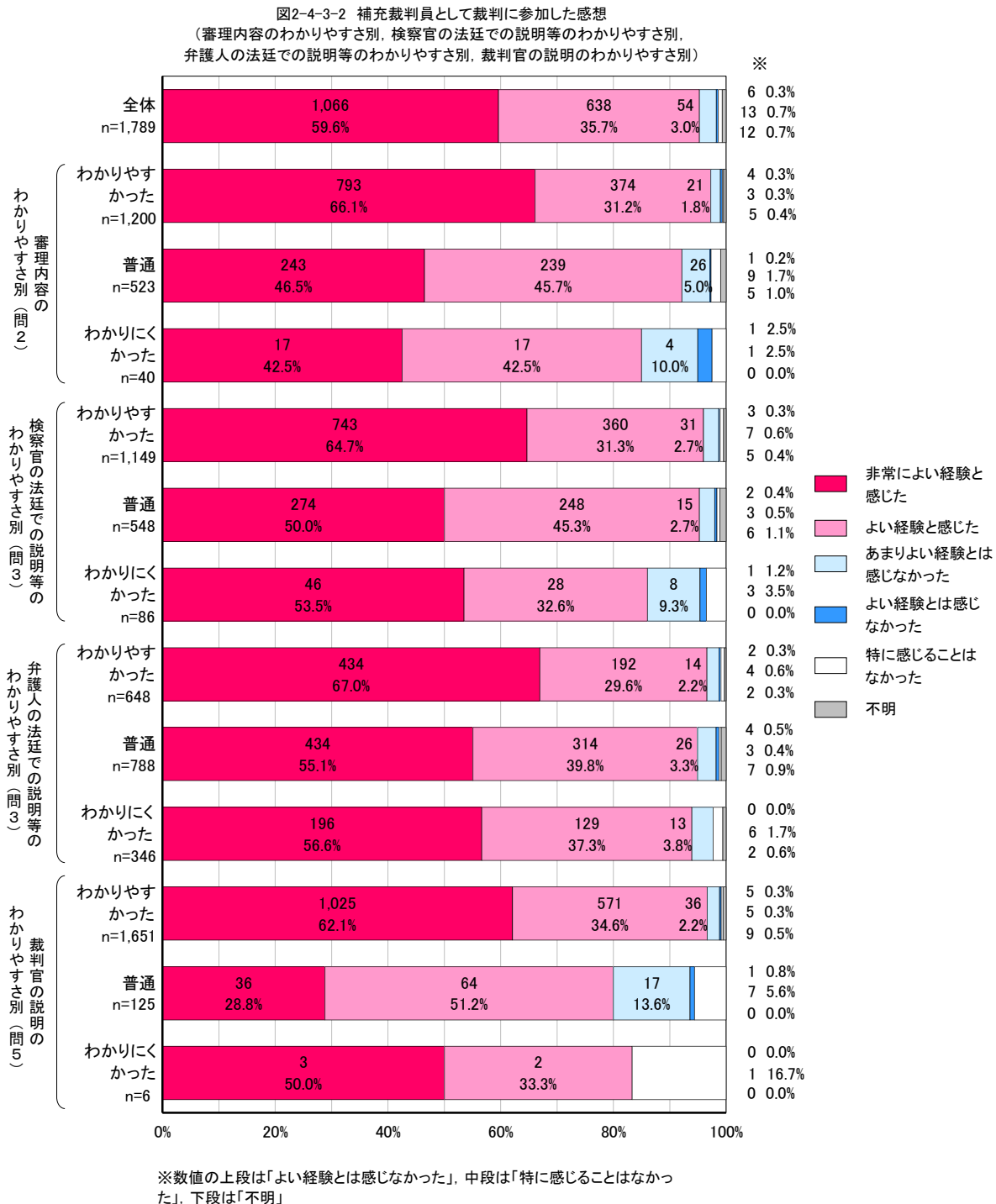


『補充裁判員として裁判に参加した感想』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 2-4-3-1 である。

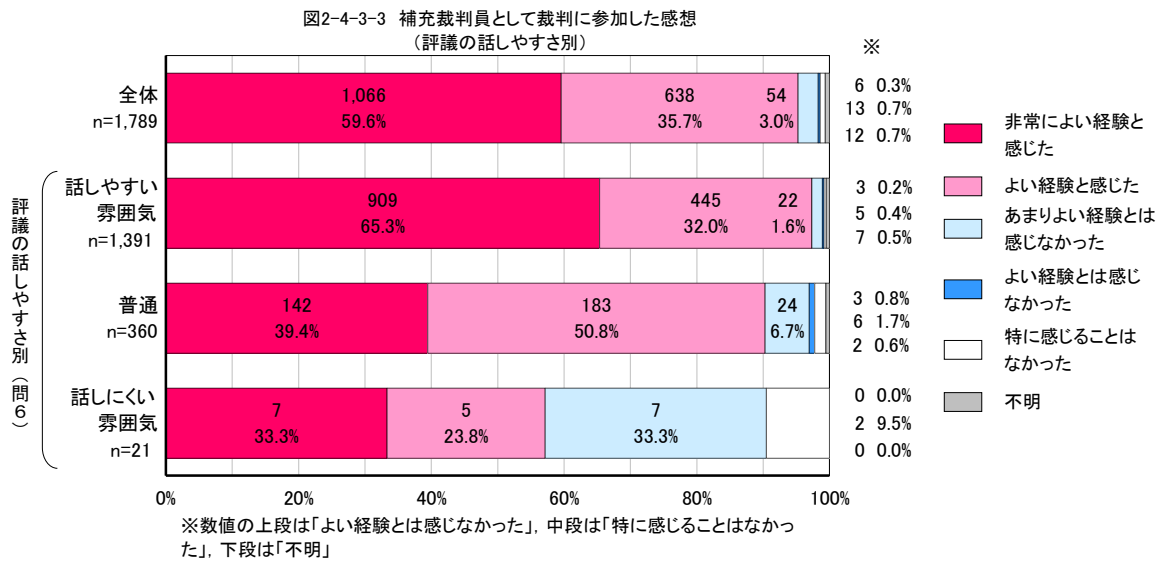
審理実日数別、自白・否認にかかわらず、ほぼ 95%以上が『よい経験』と感じている。



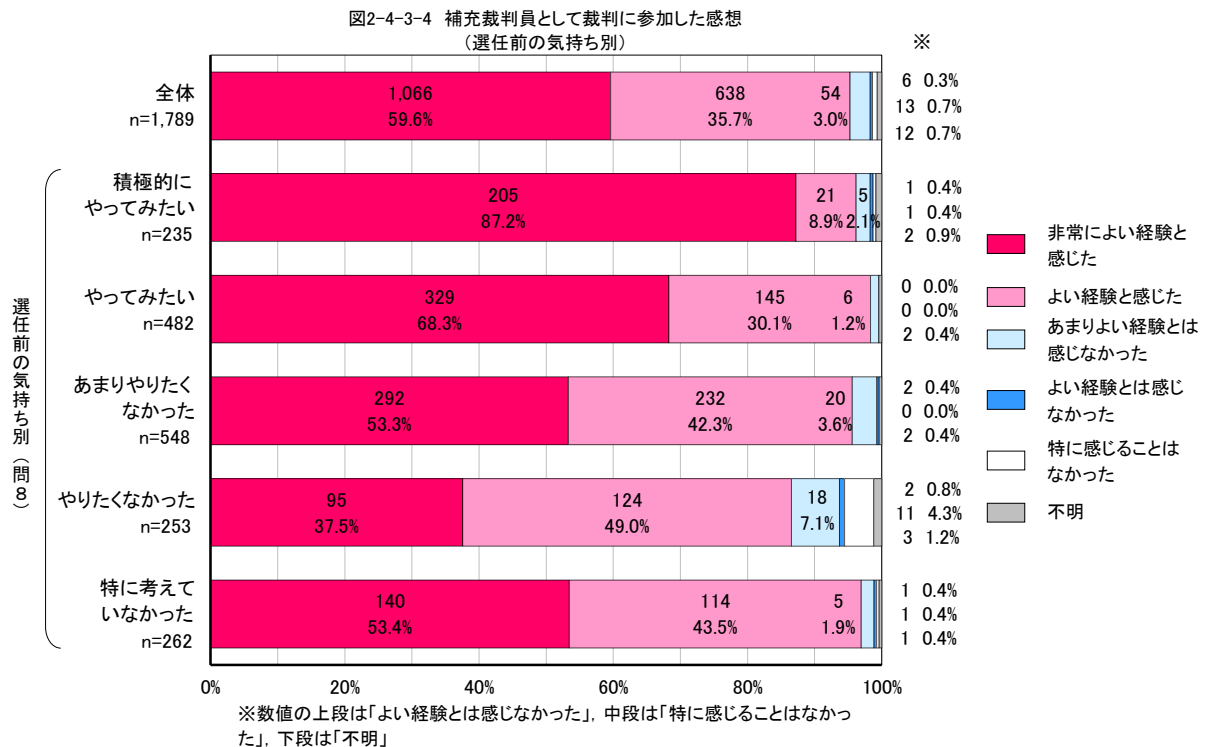
『補充裁判員として裁判に参加した感想』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図 2-4-3-2 である。いずれの層でも「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」との回答が高い割合を占めており、特に「わかりやすかった」と回答した層では顕著な結果として表れている。



『補充裁判員として裁判に参加した感想』を評議の話しやすさ別でみたのが、図 2-4-3-3 である。「話しやすい雰囲気であった」と答えた層では、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が 65.3%と、他の層よりも高くなっている。



『補充裁判員として裁判に参加した感想』を選任前の気持ち別でみたのが、図 2-4-3-4 である。選任前の参加意向が積極的な層ほど、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高くなっている。また、選任前に「やりたくなかった」と回答した層であっても、選任後は 86.5%が『よい経験』と感じたと回答している。



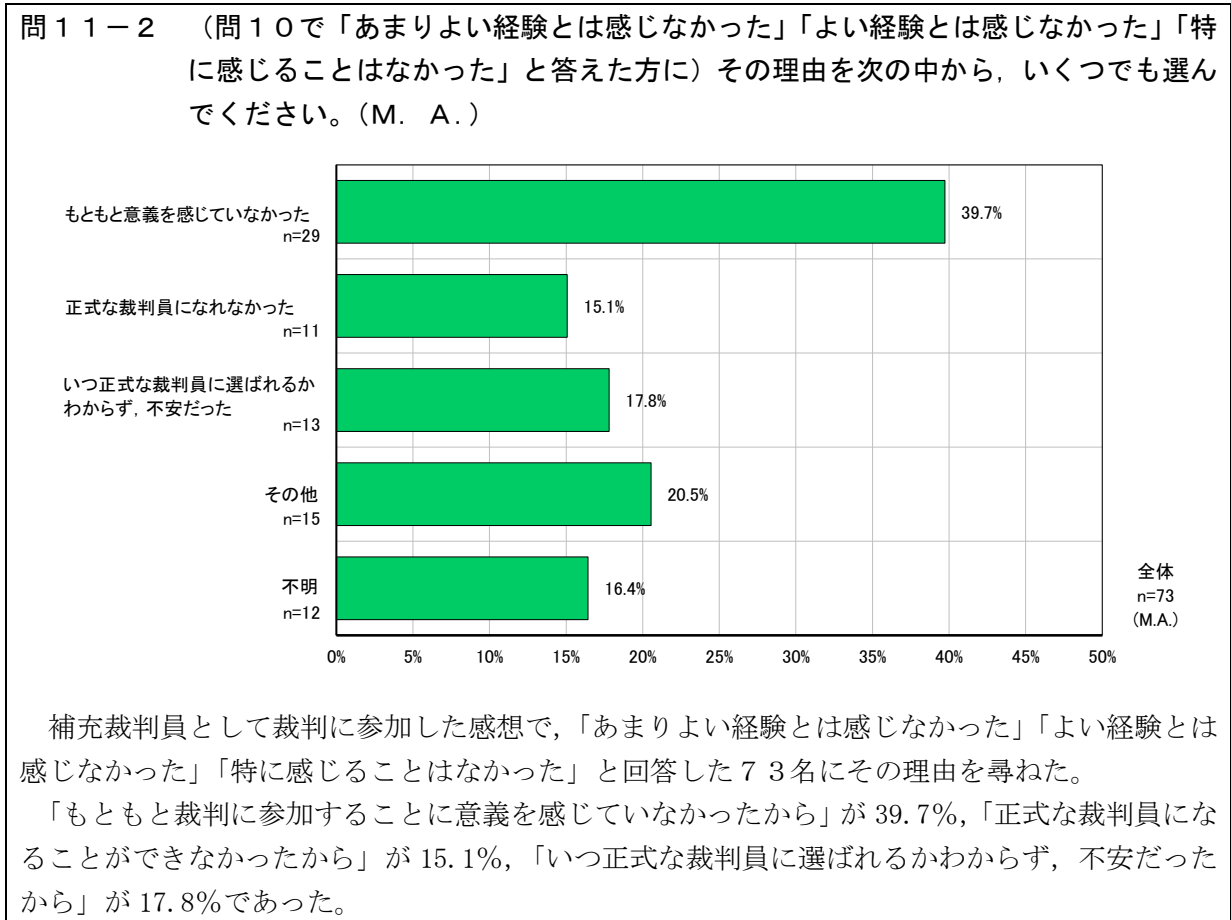
ア 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じた理由（問11-1）

『補充裁判員として裁判に参加した感想』（問10）について「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答した1,704名にその理由を自由に記載してもらったところ、1,650名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「裁判や裁判所のことになった、身近になった」とするものが最も多く、「普段できない貴重な経験をした、やりがいがあった」とするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（203頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由



『補充裁判員に選任された後の感想』（問10）について「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」とした理由について（問11-2）で「その他」を選択した15名にその理由を自由に記載してもらったところ、全員から回答があった。

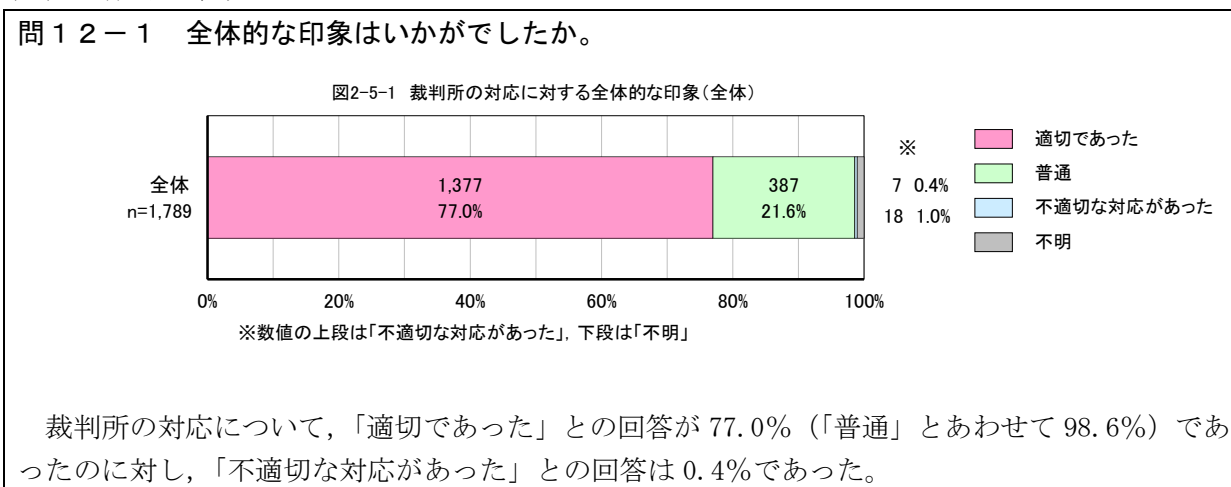
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「重い経験だった」ことなどを理由とするものが多かった。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（204頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) 裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について

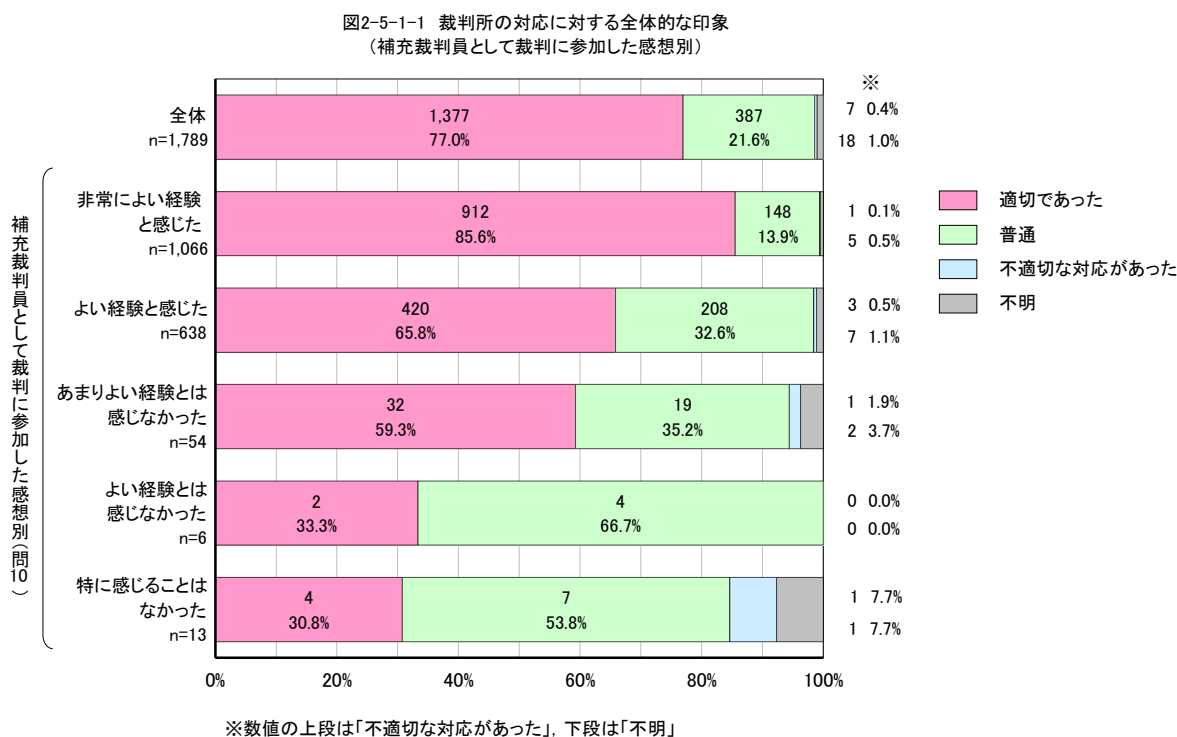
(i) 全体的な印象

問12-1 全体的な印象はいかがでしたか。



『裁判所の対応に対する全体的な印象』を補充裁判員として裁判に参加した感想別でみたのが、図2-5-1-1である。

『よい経験』と感じた層における全体的な印象としては、「適切であった」と回答する割合が高い。



(ii) 裁判所の対応について感じたこと (問12-2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ, 全1,789名中, 799名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 職員の対応について, 「適切だった, 気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(205頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(6) その他の全般的な意見や感想など(問13)

全般的な感想について, 自由に記載してもらったところ, 全1,789名中, 853名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 参加した感想が最も多く, 制度の運用に関する意見がこれに続いている。

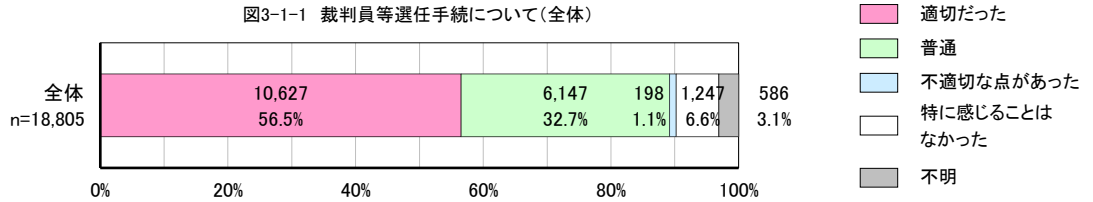
具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(206頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

(1) 裁判員等選任手続について

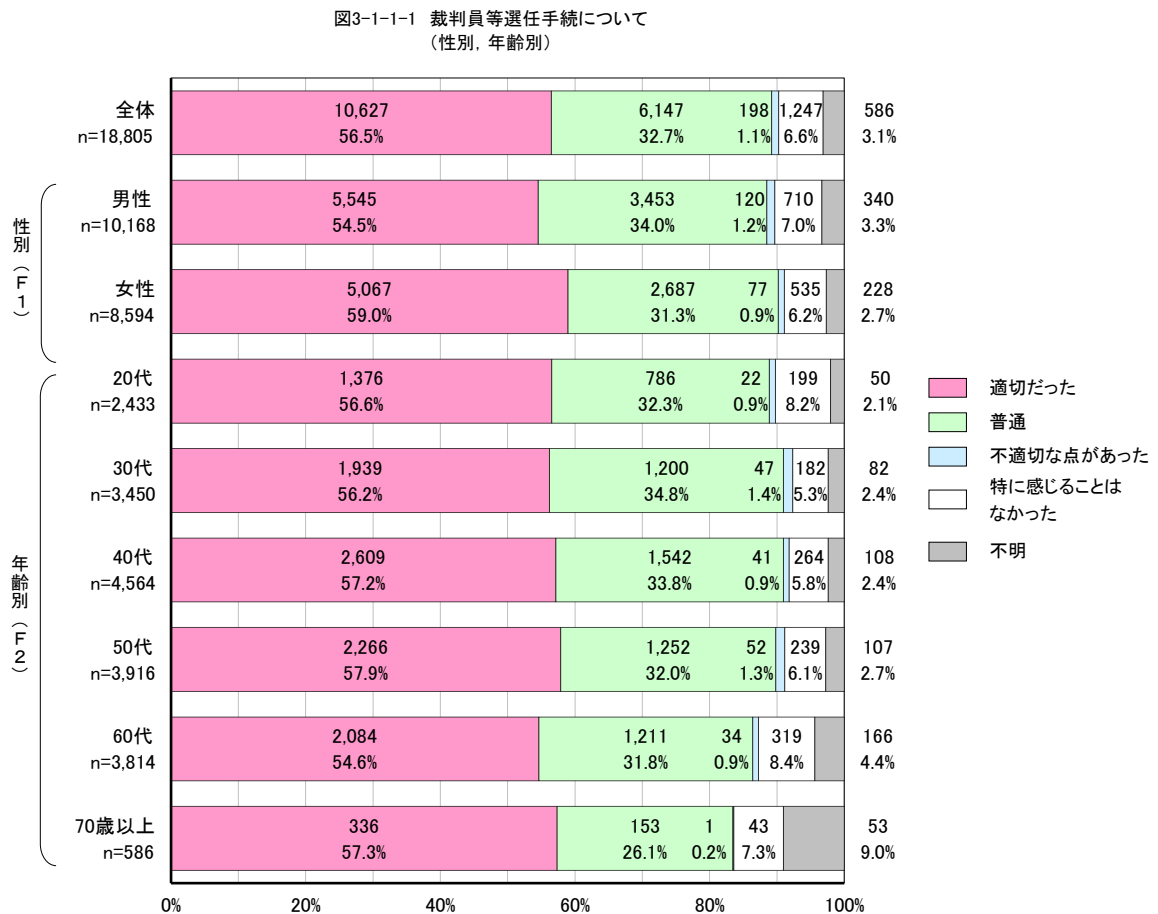
(i) 裁判員等選任手続について感じたこと

問1 裁判員等選任手続（待ち時間や手続の進め方，受けた質問など）について，どのように感じましたか。



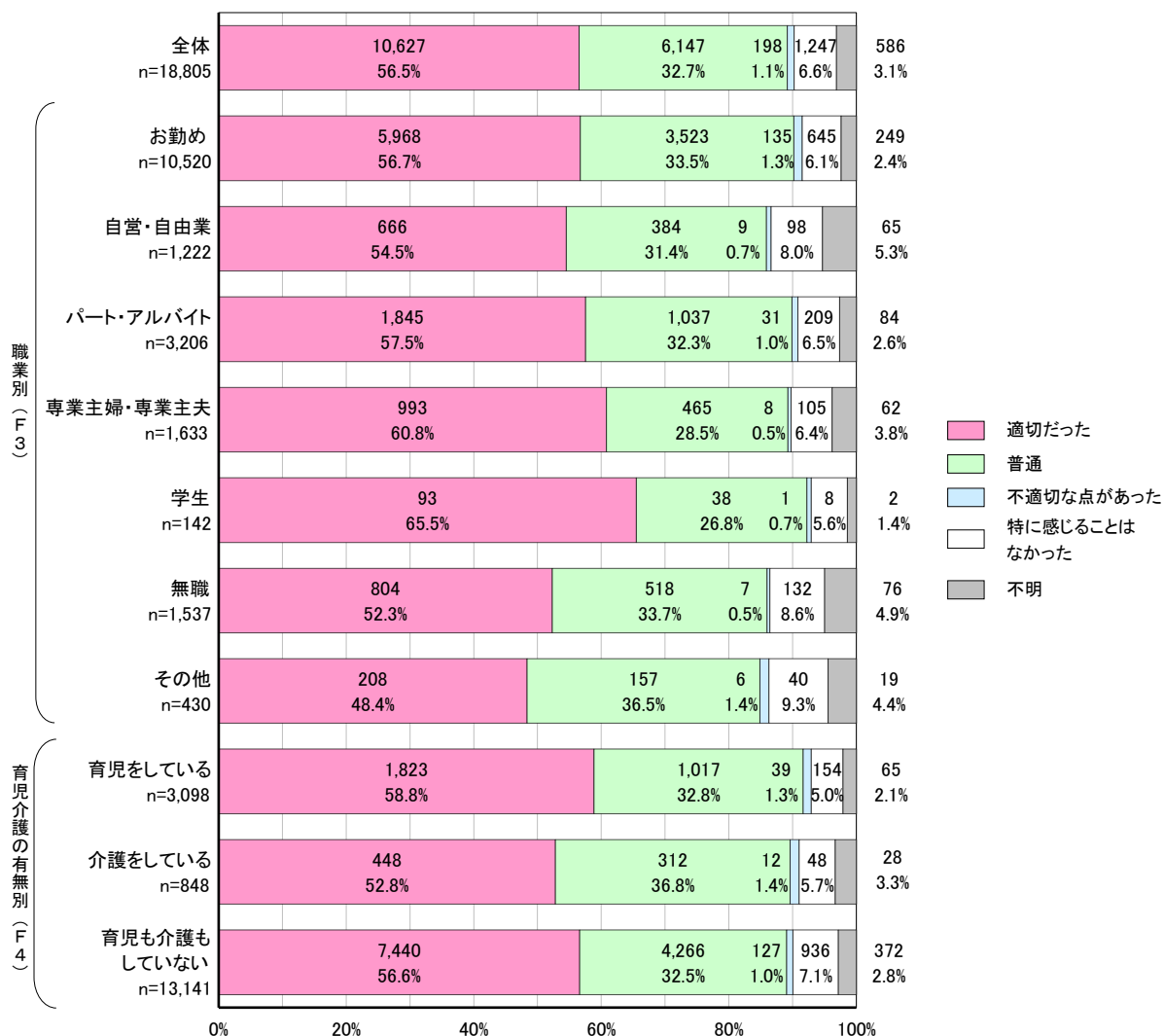
「適切だった」とする回答が56.5%（「普通」とあわせて89.2%）であったのに対し，「不適切な点があった」との回答は1.1%であった。

裁判員等選任手続の適切さを性別，年齢別でみたのが，図3-1-1-1である。性別においては，回答の割合に大きな差はみられない。また，年齢別においても，「適切だった」と回答した割合に大きな差はみられない。



裁判員等選任手続の適切さを職業別、育児介護の有無別でみたのが、図3-1-1-2である。職業別において、学生の「適切だった」との回答の割合が65.5%と最も高い。育児介護の有無別においては大きな差はみられない。

図3-1-1-2 裁判員等選任手続について
(職業別、育児介護の有無別)



(ii) 裁判員等選任手続について「不適切な点があった」と答えた理由 (問1)

裁判員等選任手続について「不適切な点があった」を選択した198名に、その内容を具体的に記載してもらったところ、186名から回答があった。

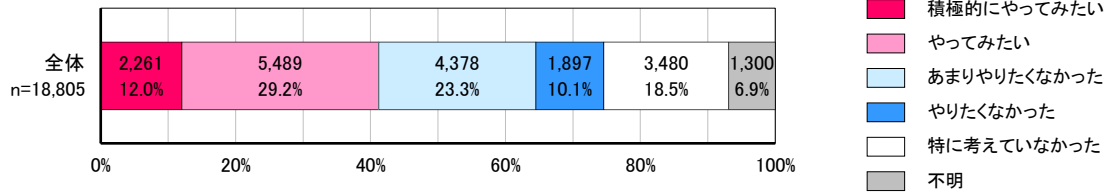
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「全般的な問題点の指摘や提案」が最も多く、「質問手続中の待ち時間の長さに関する、問題点の指摘や提案」がこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(210頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(2) 裁判員として選ばれることについての気持ち

問2 裁判員として選ばれることについてどう思っていましたか。

図3-2 裁判員として選ばれることについての気持ち(全体)



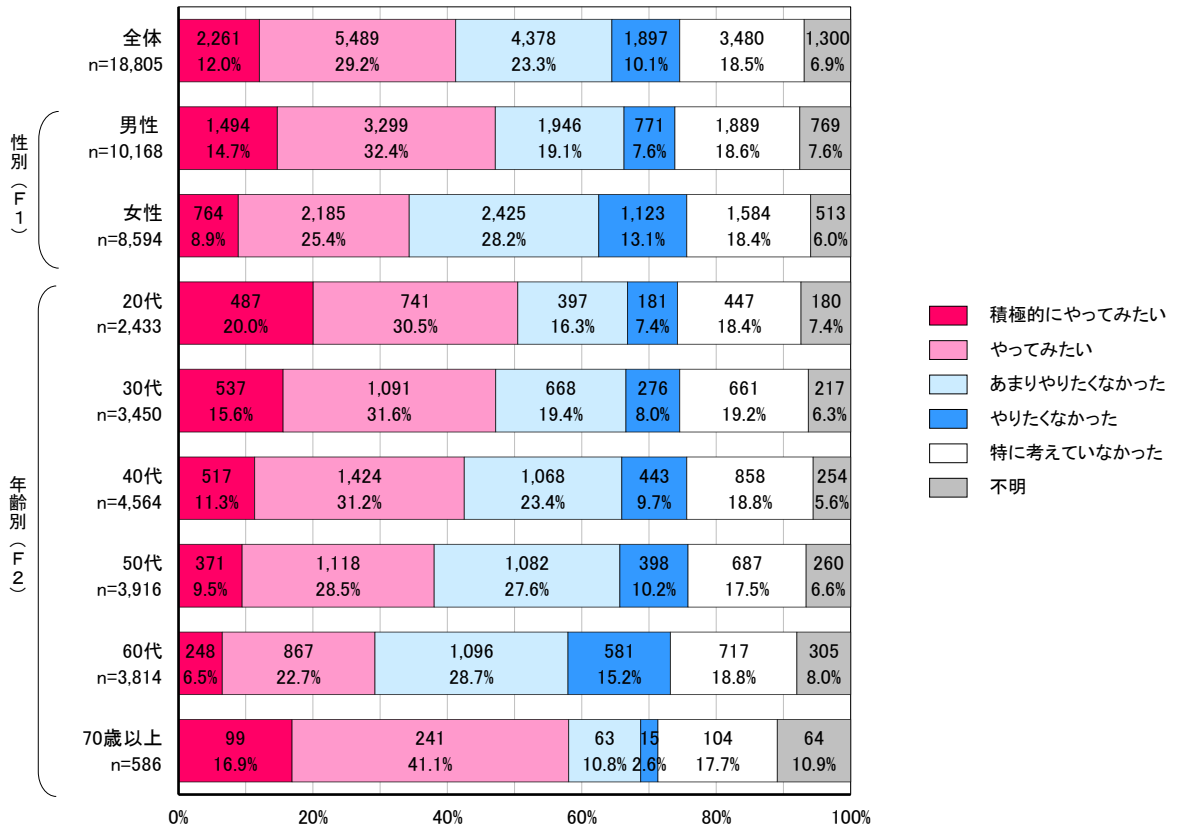
『裁判員として選ばれることについての気持ち』について、「積極的にやってみよう」(12.0%)、「やってみよう」(29.2%)をあわせた『積極的な参加意向』が41.2%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(23.3%)、「やりたくなかった」(10.1%)をあわせた『消極的な参加意向』は33.4%である。

『裁判員として選ばれることについての気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図3-2-1である。

性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(47.1%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(41.3%)が高い。

年齢別でみると、60代までは若年層ほど『積極的な参加意向』の割合が高く、『消極的な参加意向』の割合は低い。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』は20代よりも高くなっているが、70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

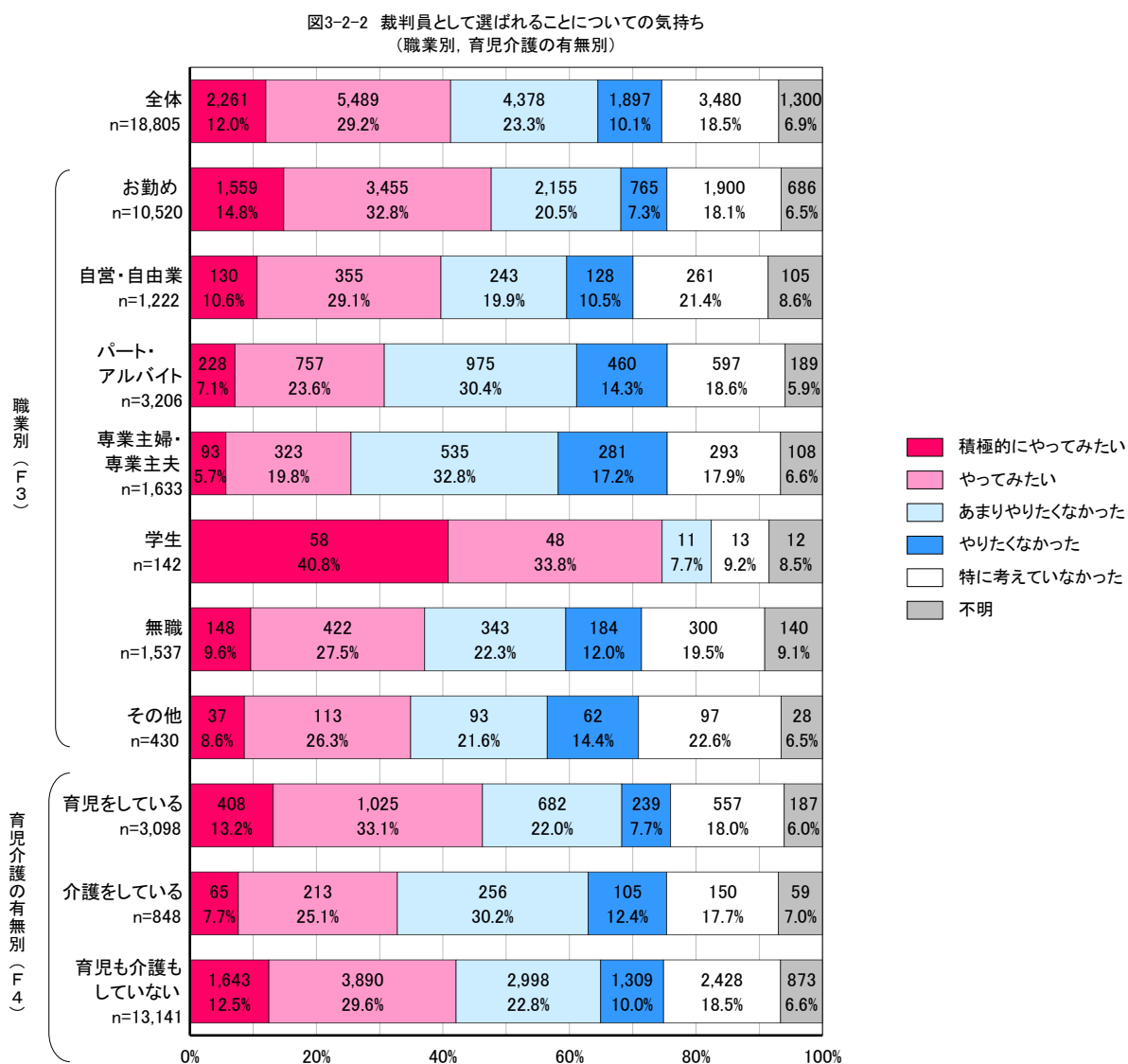
図3-2-1 裁判員として選ばれることについての気持ち
(性別、年齢別)



『裁判員として選ばれることについての気持ち』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図3-2-2である。

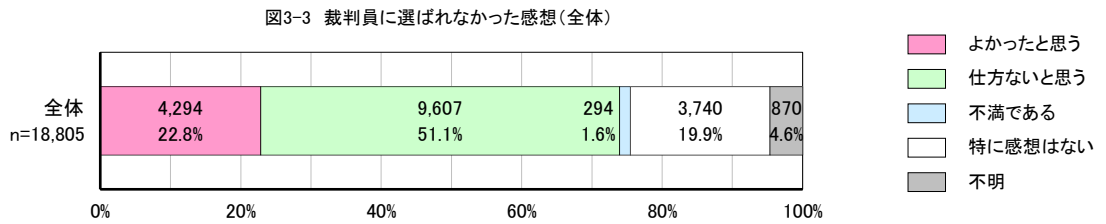
職業別でみると、学生の層の74.6%が『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。その他の職業をみると、お勤めの層の47.6%が『積極的な参加意向』を示しており、専業主婦・専業主夫の層で25.5%と最も低くなっている。

育児介護の有無別では、育児をしている層の『積極的な参加意向』(46.3%)が最も高い。



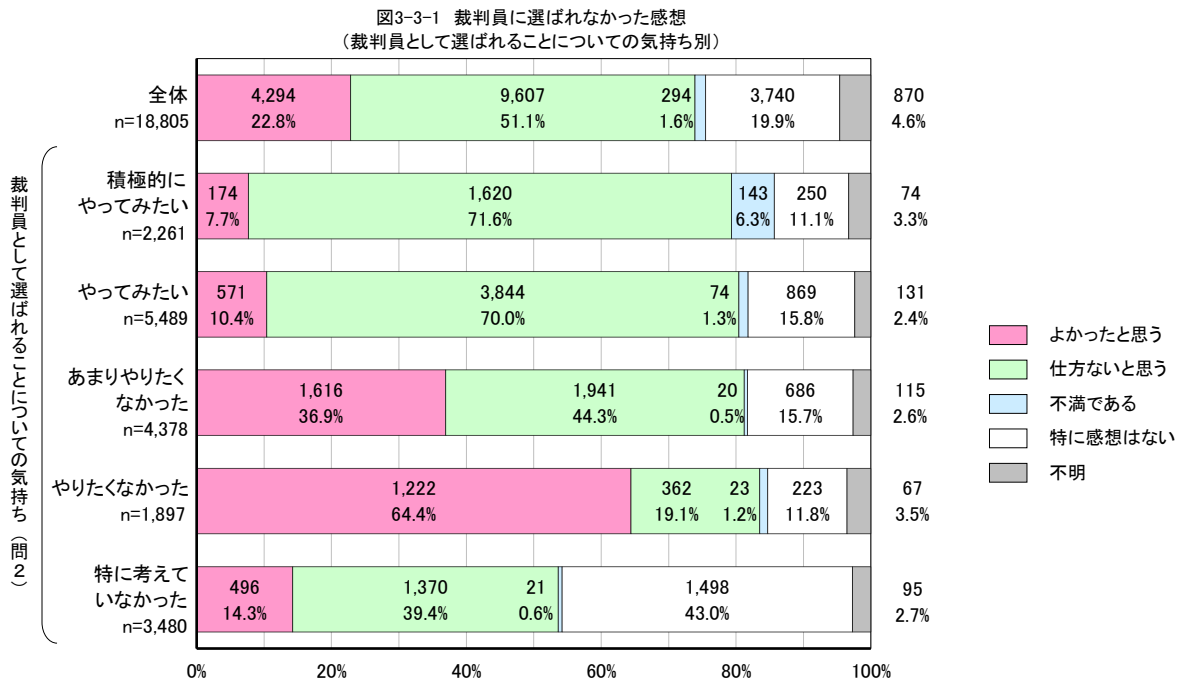
(3) 裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由

問3 裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。



『裁判員に選ばれなかった感想』としては、「仕方ないと思う」との回答が最も多く、51.1%となっている。「よかったと思う」との回答が22.8%、「特に感想はない」との回答が19.9%、「不満である」との回答は1.6%である。

『裁判員に選ばれなかった感想』を裁判員として選ばれることについての気持ち別でみたのが、図3-3-1である。「積極的にやってみたい」、「やってみたい」をあわせた『積極的な参加意向』の層では70%以上が「仕方ないと思う」と回答している。一方、「やりたくなかった」と答えた層では64.4%が「よかったと思う」と回答している。また、「あまりやりたくなかった」と答えた層では、36.9%が「よかったと思う」、44.3%が「仕方ないと思う」と回答している。



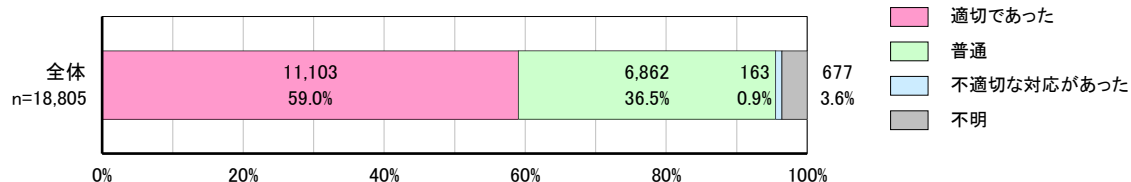
『裁判員に選ばれなかった感想』(問3)について、「不満である」と回答した294名に、その理由を自由に記載してもらったところ、279名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「わざわざ日程を空けておいたから」などとするものが最も多く、「選ばれたかったから」などとするものがこれに続いている。具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(212頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について

(i) 全体的な印象

問4 全体的な印象はいかがでしたか。

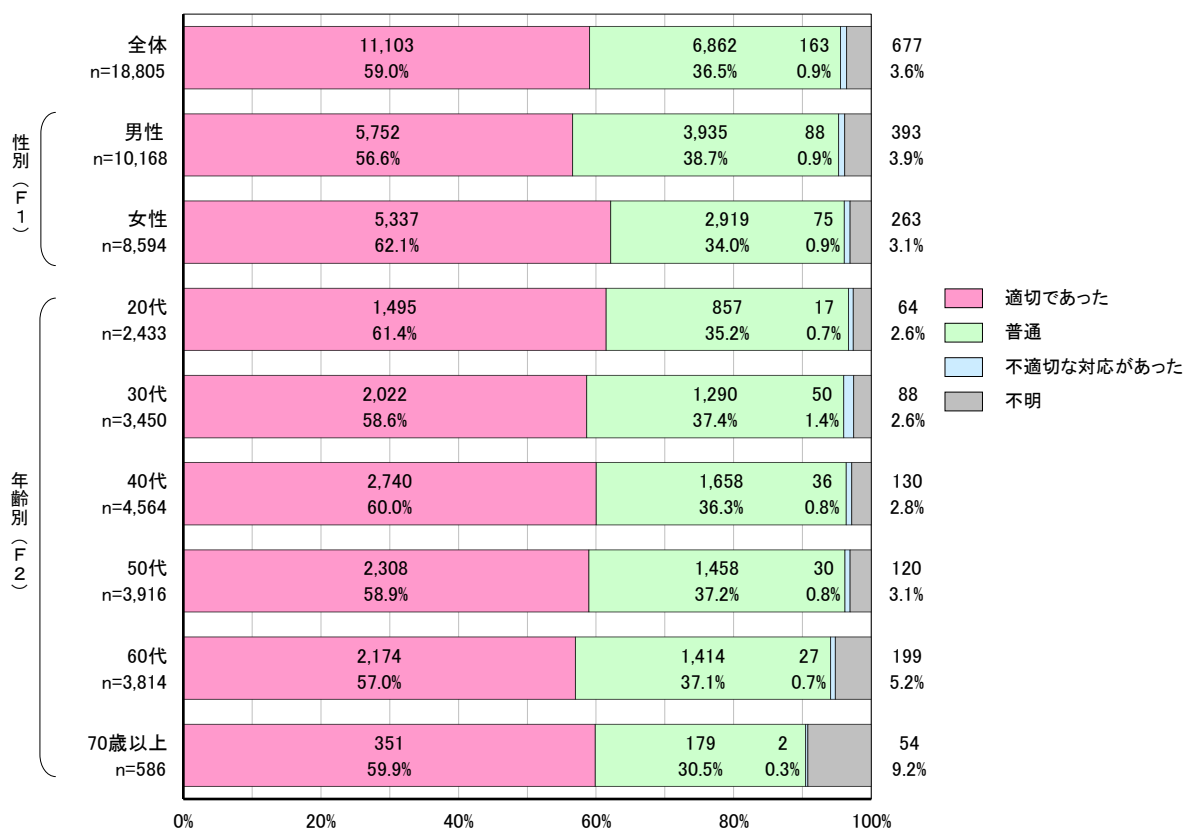
図3-4-1 裁判所の対応に対する全体的な印象(全体)



裁判所の対応について、「適切であった」との回答が59.0%（「普通」とあわせて95.5%）であったのに対し、「不適切な対応があった」との回答は0.9%であった。

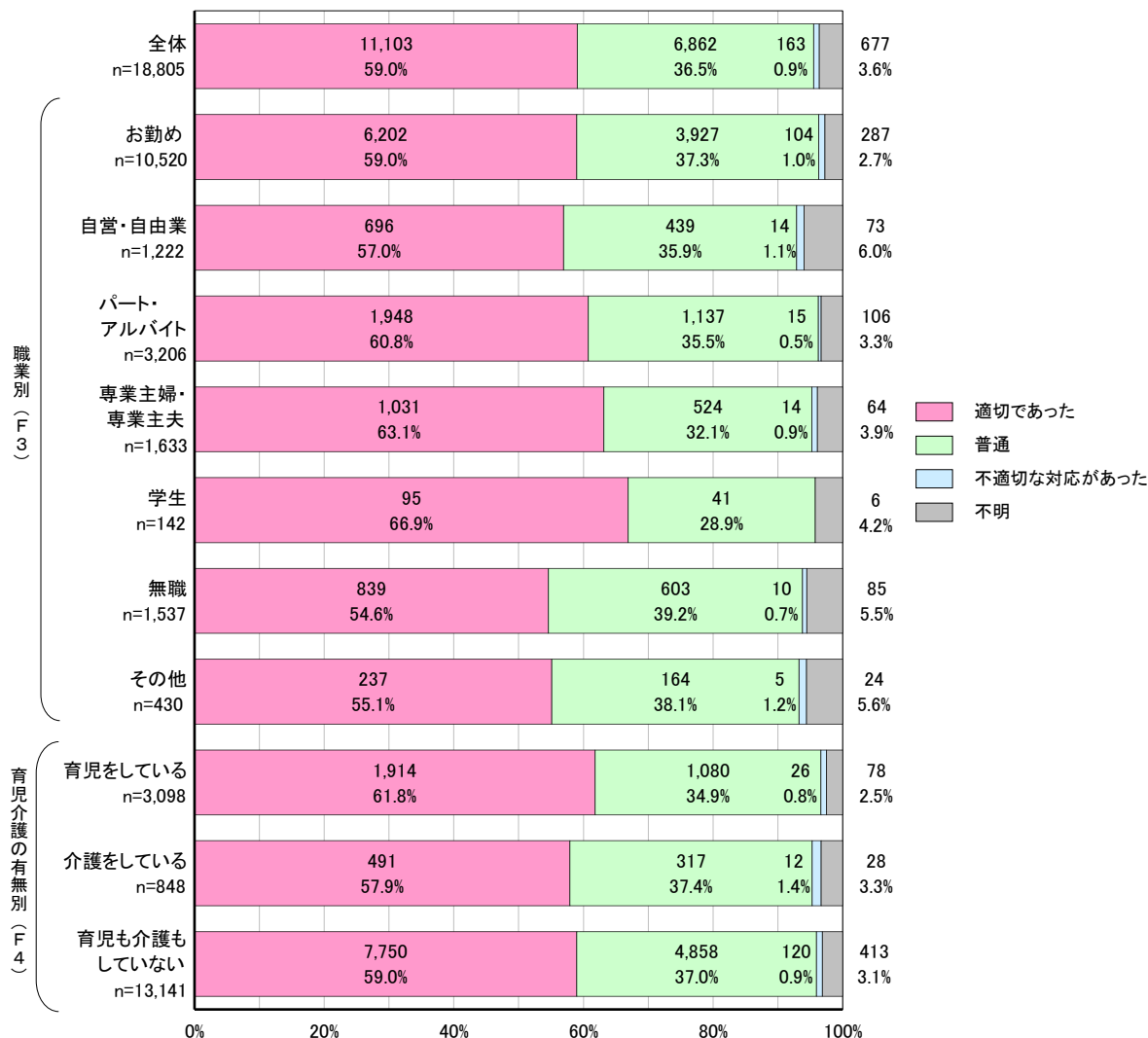
『裁判所の対応に対する全体的な印象』を性別, 年齢別でみたのが, 図3-4-1-1である。性別では, 女性の「適切であった」との回答の割合が男性のそれを5.5%上回っている。年齢別では, 「適切であった」と回答した割合に大きな差は見られない。

図3-4-1-1 裁判所の対応に対する全体的な印象(性別, 年齢別)



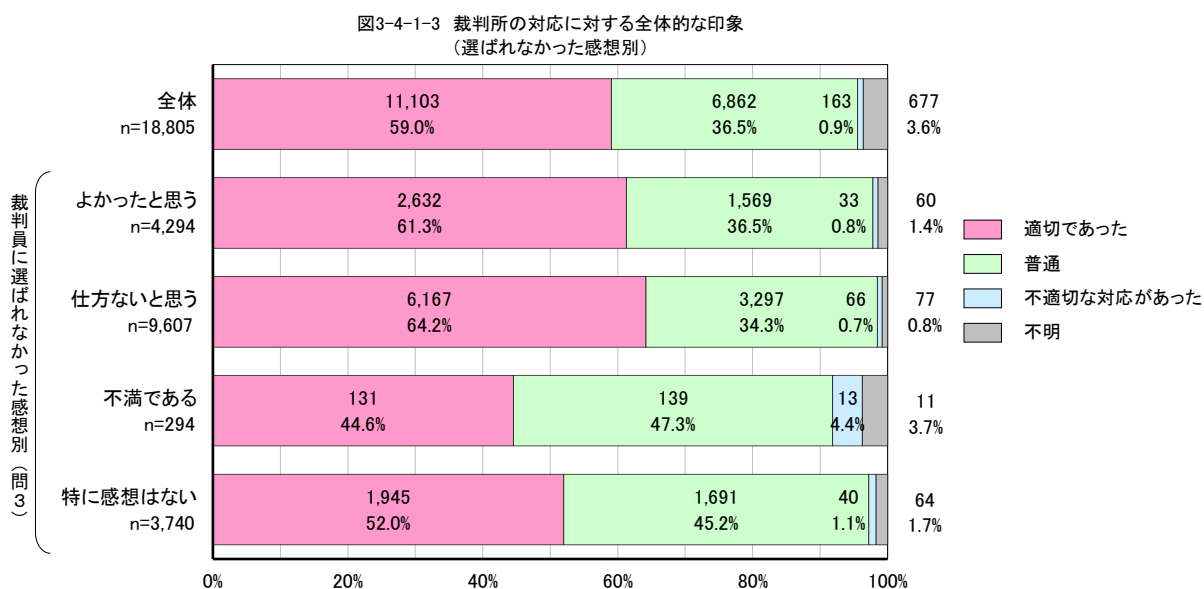
『裁判所の対応に対する全体的な印象』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図 3-4-1-2 である。職業別で比べると学生の「適切であった」と回答した割合が 66.9%と最も高い。育児介護の有無別では、大きな差はない。

図3-4-1-2 裁判所の対応に対する全体的な印象
(職業別, 育児介護の有無別)



『裁判所の対応に対する全体的な印象』を裁判員に選ばれなかった感想別でみたのが、図3-4-1-3である。

「よかったと思う」と回答した層の61.3%と「仕方ないと思う」と回答した層の64.2%が「適切であった」と回答している。また、「不満である」と回答した層では「適切である」との回答は44.6%であり、「不適切な対応があった」との回答は4.4%となっている。



(ii) 裁判所の対応について「不適切な対応があった」と答えた理由 (問4)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応 (裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など) について、「不適切な対応があった」と回答した163名に、その理由を自由に記載してもらったところ、153名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「事前送付物」に関する意見が最も多かった。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (213頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) その他の全般的な意見や感想など(問5)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全18,805名中、2,553名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、制度の運用に関する意見が最も多く、参加した感想がこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (214頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。